

第108回

定時株主総会

招集ご通知

開催 日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催 場所

東京都品川区東五反田
二丁目18番1号
大崎フォレストビルディング
2階会議室

書面(郵送)及びインターネットによる議決権行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時15分まで

株主総会ご出席の皆様へのお土産のご用意
はございませんので、あらかじめご了承ください
さいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。



グループの経営思想について

経営理念

常に新しい価値を創造し、
持続可能な社会の実現を
希求して、人類の幸福に貢献します。

<信条>

- 品格を重んじ、あらゆる事に
日々公明正大に努めます。
- 一人ひとりの力を最大限に発揮し、
自己の成長と共に社会の繁栄に
努めます。

<ビジョン>

世界中の人に必要とされる
斬新で革新的な技術と
商品を提供するグループを
目指します。



目次

第108回定時株主総会招集ご通知	3
------------------	---

議決権の行使方法についてのご案内	5
------------------	---

株主総会参考書類

【会社提案】

第1号議案	剰余金の処分の件	7
第2号議案	定款一部変更の件	8
第3号議案	取締役11名選任の件	9
第4号議案	取締役に対する報酬額の改定ならびに業績連動型株式報酬の額および内容決定の件	19

【株主提案】

第5号議案	取締役の報酬額改定の件(業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入)	25
第6号議案	定款一部変更(監査等委員会設置会社制度への移行)の件	27
第7号議案	定款一部変更(相談役・顧問等の廃止)の件	31
第8号議案	自己株式取得の件	32
第9号議案	定款一部変更(気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を踏まえた経営戦略を記載した計画の開示)の件	34

(添付書類)

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項	37
II 会社の現況	55

連結計算書類	75
--------	----

計算書類	78
------	----

監査報告書	81
-------	----

インターネットによる開示について

以下の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

●連結計算書類の連結注記表

●計算書類の個別注記表

当社URL <https://www.tskg-hd.com/>

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

株主各位

証券コード 5901

2021年6月7日

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

東洋製罐グループホールディングス株式会社

取締役社長 大塚 一 男

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため適切な対策を実施の上、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って、2021年6月24日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.	日時	2021年6月25日(金曜日) 午前10時
2.	場所	東京都品川区東五反田二丁目18番1号 大崎フォレストビルディング2階会議室

<p>3. 会議の目的事項</p>	<p>報告事項</p> <p>1. 第108期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第108期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>【会社提案(第1号議案から第4号議案まで)】</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件 第4号議案 取締役に対する報酬額の改定ならびに業績連動型株式報酬の額および内容決定の件</p> <p>【株主提案(第5号議案から第9号議案まで)】</p> <p>第5号議案 取締役の報酬額改定の件(業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入) 第6号議案 定款一部変更(監査等委員会設置会社制度への移行)の件 第7号議案 定款一部変更(相談役・顧問等の廃止)の件 第8号議案 自己株式取得の件 第9号議案 定款一部変更(気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を踏まえた経営戦略を記載した計画の開示)の件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>なお、各議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、当社取締役会は株主提案(第5号議案から第9号議案)には反対しております。株主提案および当社取締役会の株主提案に対する意見については、25頁から36頁をご参照ください。</p> </div>
<p>4. 議決権の行使方法についてのご案内</p>	<p>5頁から6頁に記載の「議決権の行使方法についてのご案内」をご参照ください。</p>

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。


なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tskg-hd.com/>) に掲載させていただきます。

〈新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関するご協力のお願い〉

- ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 1階入口付近で非接触型検温器により検温をさせていただき、発熱があると認められる方(体温が37.5度以上の方)、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、入場前的手指消毒をお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、事前に検温をおこない健康状態に問題がないことを確認のうえ、全員マスク着用で対応をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により先に記載した対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tskg-hd.com/>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権の行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時15分完了分まで



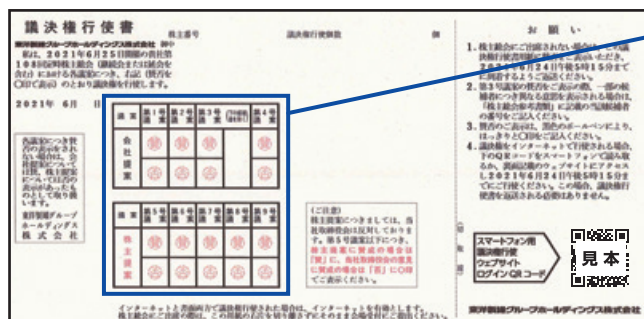
株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

(ご注意) 株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。
第5号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。

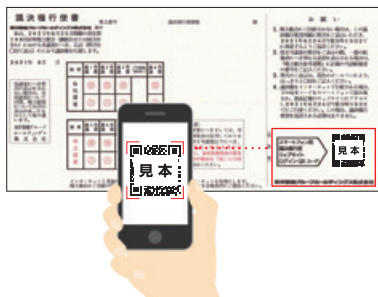
書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください



「パスワード」を入力

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

【会社提案(第1号議案から第4号議案まで)】

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。

配当につきましては、株主の皆様へ安定的かつ継続的に行うことを基本方針とし、2018年度から2020年度(当期)までの「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」の期間は1株当たり年間14円以上としておりました。

当期の期末配当につきましては、上記方針に加え、2021年5月に策定した2021年度から2025年度までの5ヶ年計画である「中期経営計画2025」に掲げた新たな株主還元方針を踏まえ、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金36円

総額6,770,572,596円

なお、中間配当金として1株につき7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき43円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

(ご参考)「中期経営計画2025」に掲げた新たな株主還元方針

「中期経営計画2025」期間中は、総還元性向80%を目安に株主還元を行います。

① 配当金

連結配当性向50%以上を目安とする

1株当たり46円を下限とし、段階的に引き上げる

② 自己株式取得

機動的に実施する

※資産売却等による特別損益は、原則として、総還元性向および連結配当性向を算定するうえでは考慮いたしません

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主総会の招集および運営について、柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、取締役社長が支障ある場合に、代表取締役ではない取締役であっても、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い株主総会の招集権者および議長にあたるよう、現行定款第15条（招集権者および議長）の定めを変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長が支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>代表取締役</u>がこれにあたる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長が支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>取締役</u>がこれにあたる。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役11名全員(うち社外取締役5名)は任期満了となります。

つきましては、取締役11名(うち社外取締役5名)の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位および担当	第108期における 取締役会出席回数	在任 年数
1	おお つか いち お 大 塚 一 男	代表取締役社長 グループCSR推進委員長 グループリスク・コンプライアンス委員長 グループ環境委員長 再任	13回/13回 (100.0%)	3年
2	すみ だ ひろ ひこ 隅 田 博 彦	取締役副社長 東洋鋼板株式会社経営担当 再任	13回/13回 (100.0%)	3年
3	そえ じま まさ かず 副 島 正 和	取締役常務執行役員 経営戦略機能統轄兼 経理・財務およびIR・グループ調達戦略担当 再任	13回/13回 (100.0%)	4年
4	むろ はし かず お 室 橋 和 夫	取締役常務執行役員 CSR・人事・人材開発および グループリスク・コンプライアンス担当 再任	13回/13回 (100.0%)	4年
5	お がさわら こう き 小笠原 宏 喜	取締役常務執行役員 秘書・総務・法務・情報システムおよび グループ情報管理担当 再任	13回/13回 (100.0%)	3年
6	なか むら たく じ 中 村 琢 司	取締役常務執行役員 グループ技術開発機能統轄兼 イノベーション推進室長 再任	10回/10回 (100.0%)	1年
7	かた やま つた お 片 山 傳 生	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)	6年
8	あさ つま けい 浅 妻 敬	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)	5年
9	すず き ひろし 鈴 木 博	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)	3年
10	たに ぐち ま み 谷 口 真 美	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)	2年
11	こ いけ とし かず 小 池 利 和	取締役 再任 社外 独立	10回/10回 (100.0%)	1年

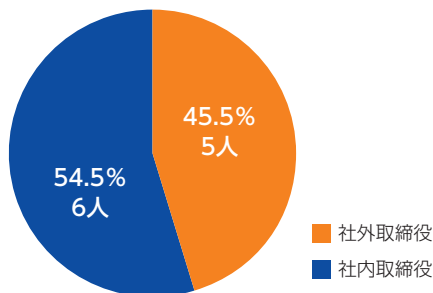
(注) 1. 取締役中村琢司氏および小池利和氏は、2020年6月25日開催の第107回定時株主総会において就任したため、出席可能な取締役会の回数は10回となります。

2. 独立は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有していることを表すものです。

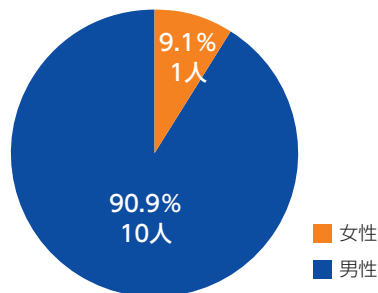
3. 当社は、片山傳生氏、鈴木博氏、谷口真美氏および小池利和氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 浅妻敬氏は、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定しておりません。

(ご参考) 議案が承認された場合の取締役
占める社外取締役の比率



(ご参考) 議案が承認された場合の取締役に
占める女性取締役の比率



候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	おお つか いち お 大塚 一 男 (1959年11月24日生) 再任	1983年 4月 当社入社 2005年 6月 当社広島工場長 2006年 6月 Asia Packaging Industries (Vietnam) Co., Ltd.副社長 2007年 6月 当社生産本部生産技術部長 2009年 6月 当社生産本部品質保証部長 2011年 6月 当社海外事業本部海外事業部長 2012年 4月 Next Can Innovation Co., Ltd.取締役社長 2013年 4月 東洋製罐株式会社執行役員 Next Can Innovation Co., Ltd.経営担当 2014年 4月 当社執行役員 当社事業企画・CSR担当および経営企画部長兼海外事業企画部長 2014年 6月 当社事業企画・CSR担当および経営企画部長 2015年 4月 当社常務執行役員 当社経営戦略担当およびIR担当 当社経営企画部長 2016年 4月 東洋製罐株式会社取締役専務執行役員 同社社長付 2016年 6月 同社代表取締役社長 2018年 4月 当社特別顧問 2018年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る 2019年 4月 当社グループリスク・コンプライアンス委員長 現在に至る 当社グループ環境委員長 現在に至る 2020年 6月 当社グループCSR推進委員長 現在に至る
	取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 所有する当社株式の数 26,200株 在任年数 3年	(重要な兼職の状況) ・ Crown Seal Public Co., Ltd.取締役
	取締役候補者とした理由 大塚一男氏は、当社の代表取締役社長として経営を担ってきたほか、長年にわたり生産技術部門・海外事業部門・経営企画部門などで培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社のグループ経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	すみ だ ひろ ひこ 隅 田 博 彦 (1956年 8 月21日生) 再任	1991年 2 月 三菱商事株式会社入社 2003年 1 月 同社生活産業グループIT戦略ユニットマネージャー 2008年 4 月 同社生活産業グループCIO 2011年 2 月 東洋鋼鈹株式会社入社 2011年 4 月 同社執行役員 同社社長室担当兼社長室長 2012年 4 月 同社経営企画担当兼事業開発部長 2012年 6 月 同社取締役 2013年 4 月 同社経営企画担当 2014年 6 月 同社代表取締役社長 当社執行役員 2018年 6 月 当社取締役副社長 現在に至る 当社東洋鋼鈹株式会社経営担当 現在に至る
	取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 所有する当社株式の数 10,000株 在任年数 3年	(重要な兼職の状況) ・東洋鋼鈹株式会社取締役
取締役候補者とした理由 隅田博彦氏は、グループ会社の代表取締役社長として経営を担ってきた豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。		
3	そえ じま まさ かず 副 島 正 和 (1965年11月23日生) 再任	1988年 4 月 当社入社 2010年 6 月 当社管理本部経理部部長 2012年 4 月 Can Machinery Holdings, Inc.取締役 現在に至る 2013年 4 月 当社経理部長 2015年 5 月 当社経営企画部長 2016年 4 月 当社執行役員 2017年 6 月 当社取締役 現在に至る 当社経営戦略担当およびIR担当 2019年 4 月 当社常務執行役員 現在に至る 当社経営戦略機能統轄兼IR・グループ調達担当 2020年 4 月 当社経営戦略機能統轄兼経理・財務およびIR・グループ調達戦 略担当 現在に至る
	取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 所有する当社株式の数 2,300株 在任年数 4年	(重要な兼職の状況) -
取締役候補者とした理由 副島正和氏は、長年にわたり経理・経営企画部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	むろ はし かず お 室橋和夫 (1963年9月24日生) 再任	1986年4月 当社入社 2009年6月 当社生産本部清水工場長 2010年10月 当社生産本部静岡工場長 2012年4月 当社管理本部勤労部長 2013年4月 東洋製罐株式会社経営管理本部総務人事部長 2015年7月 同社経営管理本部人事部長 2016年4月 当社人事部長 2017年4月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役 現在に至る 当社総務・人事担当 2018年6月 当社秘書・人事担当 2019年6月 当社秘書・人事およびグループリスク・コンプライアンス担当 2019年10月 リスク危機管理統括室長 2020年4月 当社常務執行役員 現在に至る 当社CSR・人事・人材開発およびグループリスク・コンプライアンス担当 現在に至る
	取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 所有する当社株式の数 6,300株 在任年数 4年	(重要な兼職の状況) -
取締役候補者とした理由 室橋和夫氏は、長年にわたり人事・労務部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。		
5	お が さ わ ら こう き 小笠原宏喜 (1965年11月6日生) 再任	1988年4月 当社入社 2012年4月 当社管理本部総務部部長 2013年4月 当社総務部長 2017年4月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役 現在に至る 当社総務・法務担当 2020年4月 当社常務執行役員 現在に至る 当社秘書・総務・法務・情報システムおよびグループ情報管理担当 現在に至る
	取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 所有する当社株式の数 4,800株 在任年数 3年	(重要な兼職の状況) -
取締役候補者とした理由 小笠原宏喜氏は、長年にわたり総務部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">6</p>	<p style="text-align: center;">なか むら たく じ 中村 琢 司 (1963年12月27日生)</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</p> <p>取締役会への出席状況 10回/10回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 1,300株</p> <p>在任年数 1年</p>	<p>1988年 4月 東洋鋼鈑株式会社入社</p> <p>2004年 8月 同社製膜部長</p> <p>2009年 4月 同社ラミネート部長</p> <p>2010年 4月 同社ラミネート・製膜工場長</p> <p>2012年 4月 同社化成成品事業部長 同社生産担当補佐 同社化成成品部長</p> <p>2013年 1月 同社技術企画部長</p> <p>2016年 4月 同社執行役員 同社技術開発担当補佐</p> <p>2017年 4月 同社技術開発部門長補佐</p> <p>2018年 4月 同社技術研究所長</p> <p>2019年 4月 当社執行役員 当社イノベーション推進室長 現在に至る 当社グループ技術開発機能統轄補佐</p> <p>2019年11月 当社グループ技術開発機能統轄 現在に至る</p> <p>2020年 4月 当社常務執行役員 現在に至る</p> <p>2020年 6月 当社取締役 現在に至る</p> <hr/> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p style="text-align: center;">-</p>
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>中村琢司氏は、長年にわたり技術開発部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p>かた やま つた お 片山 傳生 (1949年4月24日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 1,800株</p> <p>在任年数 6年</p>	<p>1983年4月 同志社大学工学部専任講師 1986年4月 同大学工学部助教授 1991年4月 同大学工学部教授 2004年4月 同大学副学長 2008年4月 同大学生命医科学部医工学科教授 2015年6月 当社取締役 現在に至る 2020年4月 同大学名誉教授 現在に至る</p> <hr/> <p>(重要な兼職の状況) ・同志社大学名誉教授</p>
	<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>片山傳生氏は、長年にわたり工学および生命医科学の大学教授として培った専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に技術・研究開発に関わる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて、独立した客観的な立場で関与いただく予定です。</p>	
8	<p>あさ つま けい 浅妻 敬 (1970年9月5日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p> <p>在任年数 5年</p>	<p>1997年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 現在に至る 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所 現在に至る</p> <p>2005年1月 同所パートナー 現在に至る 2016年6月 当社取締役 現在に至る</p> <hr/> <p>(重要な兼職の状況) ・弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)</p>
	<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>浅妻敬氏は、弁護士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に法務リスクに関わる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて、独立した客観的な立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
	<p>すず き ひろし 鈴 木 博 (1952年 9月17日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 1,300株</p> <p>在任年数 3年</p>	<p>1975年 4月 東京国税局入局</p> <p>2000年 7月 税務大学校教授</p> <p>2002年 7月 東京地方裁判所裁判所調査官</p> <p>2004年 7月 東京国税局調査四部統括国税調査官</p> <p>2005年 7月 佐久税務署長</p> <p>2006年 7月 東京国税局課税一部国税訟務官室主任訟務官(国際班)</p> <p>2008年 7月 東京国税局課税一部審理課長</p> <p>2009年 7月 東京国税不服審判所部長審判官</p> <p>2011年 7月 東京国税局総務部税務相談室長</p> <p>2012年 7月 千葉東税務署長</p> <p>2013年 8月 税理士登録 現在に至る 税理士事務所開設 現在に至る</p> <p>2017年 6月 当社監査役</p> <p>2018年 6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ・税理士</p>
	<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>鈴木博氏は、国税庁・東京国税局における長年の専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に税務・会計に関わる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員報酬などについて、独立した客観的な立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 0;">10</p>	<p style="text-align: center;">たに ぐち ま み 谷 口 真 美 (1966年 6 月 8 日生)</p> <p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p> <p>在任年数 2年</p>	<p>1996年 4 月 広島経済大学経済学部専任講師</p> <p>1999年 4 月 同大学同学部助教授</p> <p>2000年 4 月 広島大学大学院社会科学部研究科マネジメント専攻助教授</p> <p>2003年 4 月 早稲田大学商学部および同大学商学研究科助教授</p> <p>2007年 4 月 同大学大学院商学研究科助教授</p> <p>2008年 4 月 同大学商学学術院および同大学大学院商学研究科教授 現在に至る</p> <p>2019年 6 月 当社取締役 現在に至る</p> <hr/> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 早稲田大学商学学術院および同大学大学院商学研究科教授
	<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>谷口真美氏は、国際経営論およびダイバーシティを専門とする大学教授としての知識・見識、豊富な経験を有しております。そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、当社グループの経営全般に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員報酬などについて、独立した客観的な立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
11	こ い け と し か ず 小 池 利 和 (1955年10月14日生) 再任 社外 独立	1979年 4月 ブラザー工業株式会社入社 1992年10月 ブラザーインターナショナルコーポレーション(U.S.A.) 取締役 2000年 1月 同社取締役社長 2004年 6月 ブラザー工業株式会社取締役 2005年 1月 ブラザーインターナショナルコーポレーション(U.S.A.) 取締役会長 2005年 4月 ブラザー工業株式会社取締役常務執行役員 2006年 4月 同社専務執行役員 2006年 6月 同社代表取締役専務執行役員 2007年 6月 同社代表取締役社長 2018年 6月 同社代表取締役会長 現在に至る 2020年 6月 当社取締役 現在に至る
	取締役会への出席状況 10回/10回(100.0%) 所有する当社株式の数 600株 在任年数 1年	(重要な兼職の状況) ・ブラザー工業株式会社代表取締役会長
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 小池利和氏は、長年にわたりグローバル企業グループの経営者として主力事業の成長を担うなどの豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主にグループ戦略やグローバルな経営戦略など多岐にわたる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただけることを期待し、社外取締役候補者としております。 また、同氏が選任された場合は、任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」の委員として、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて、独立した客観的な立場で関与いただく予定です。	

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 片山傳生氏、浅妻敬氏、鈴木博氏、谷口真美氏および小池利和氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役との責任限定契約の概要

片山傳生氏、浅妻敬氏、鈴木博氏、谷口真美氏および小池利和氏と当社との間では、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。本議案において片山傳生氏、浅妻敬氏、鈴木博氏、谷口真美氏および小池利和氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で、当社およびグループ各社の取締役・監査役・執行役員・管理職を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務に起因して、保険期間中に、株主・会社・従業員・その他第三者から損害賠償請求がなされた場合の当該損害賠償金および訴訟費用等を、当該保険契約によって填補することとしております。なお、各候補者の再任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当該保険契約は各候補者の任期途中に同内容での更新を予定しております。

5. 独立は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有していることを表すものです。

6. 当社は、片山傳生氏、鈴木博氏、谷口真美氏および小池利和氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 浅妻敬氏は、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定していません。

(ご参考) 当社の社外役員の独立性判断基準

当社は、当社における社外取締役*1および社外監査役*2(以下、併せて「社外役員」といいます。)を独立役員として認定するための独立性に関する基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

【独立性判断基準】

以下のa.からg.に掲げる者に該当しないこと。

- a. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の連結子会社(以下、併せて「当社グループ」といいます。)の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、または使用人に該当する者。
- b. 現在または過去3年間に於いて、当社グループの主要な取引先*3または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者*4に該当する者。
- c. 現在または過去3年間に於いて、当社の大株主*5(当該大株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)または当社グループが大株主である企業等の業務執行者に該当する者。
- d. 現在または過去3年間のいずれかの事業年度に於いて、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士その他コンサルタントに該当する者。
- e. 現在または過去3年間に於いて、当社グループを主要な取引先とする法律事務所、監査法人、税理士法人その他のコンサルティング・ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは使用人に該当する者。
- f. 現在または過去3年間のいずれかの事業年度に於いて、当社グループから年間1,000万円を超える額の寄付を受領している者または寄付を受領している法人・団体等の業務執行者に該当する者。
- g. 以下に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族に該当する者。
 - ① 現在または過去3年間に於いて、当社グループの取締役、監査役または重要な使用人*6。
 - ② 上記b.からf.に掲げる者(使用人については、重要な使用人に限る)。

※1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

※2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

※3 主要な取引先とは、

①当社グループとの取引に於いて、過去3年間のいずれかの事業年度における

i) 当社グループの売上高または仕入高が、各事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える取引先

ii) 取引先グループの売上高または仕入高が、各事業年度における取引先グループの年間連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額を超える取引先

②当社グループが借入を行っている金融機関グループであって、直前事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。

※5 大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

※6 重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう。

第4号議案 取締役に対する報酬額の改定ならびに業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、取締役の報酬額については、2006年6月29日開催の第93回定時株主総会において、年額430百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とすることについてご承認をいただいております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）および業績連動報酬（賞与）で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）を導入するべく、上記現行の取締役の報酬の限度額について減額するとともに、これとは別枠で、下記2. のとおり本制度に係る取締役の報酬の額及び内容を定めることについてご承認をお願いするものです。

具体的には、①現行の取締役の報酬の限度額である年額430百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）については、本制度の導入に伴い、年額330百万円以内（うち、社外取締役分は年額55百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）へと変更し、②本制度に係る取締役の報酬の額及び内容については、①とは別枠で、下記2. のとおりと定めるものです。

本議案は、上記のとおり本制度を導入するためのものであり、本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、本制度は、かかる目的達成に資するものであること、現行の取締役の報酬の限度額の減額分（年間100百万円）と本制度において当社が拠出する金額を事業年度数で除した金額（100百万円）を一致させていること、本制度において当社が拠出する金額の上限、対象者に付与されるポイント上限、対象者に交付される当社株式の総数の上限についても、当社の業績推移、役員構成および株価水準から妥当な水準であることから、本議案は相当であると考えております。また、当社は2021年3月31日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（その概要は事業報告58頁から60頁に記載のとおり。）を定めておりますが、本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当該方針を別紙のとおり一部変更することを予定しております。本議案は、かかる変更後の方針に沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容となっており、その観点からも相当であると考えております。

本制度を導入することにより、当社の取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）、短期業績連動報酬（賞与）及び中長期業績連動報酬（本制度）の三種類で構成されることになり、短期の会社業績に加えて、中長期的な当社の業績が報酬に反映されるバランスの取れた報酬体系となります。現行の業務執行取締役の種類別の報酬の構成割合（基準業績時）は、固定報酬85%、短期業績連動報酬15%が目安となっておりますが、本制度の導入後については、別紙記載の変更後の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（案）に記載のとおり、固定報酬60%、短期業績連動報酬20%、中長期業績連動報酬20%を目安とする方針です。

なお、現在の取締役の数は11名（うち社外取締役5名）であり、本制度の対象である取締役（社外取締役を除く取締役。なお、以下、本議案において社外取締役を除く取締役を「対象取締役」といいます。）は6名ですが、第3号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の数は11名（うち社外取締役5名）となり、本制度の対象である対象取締役は6名となります。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度に係る報酬の額及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、本議案において「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各対象取締役に付与するポイントの数に応じた数の当社株式が本信託を通じて各対象取締役にに対して交付される、という株式報酬制度です。

詳細は、下記（2）以降のとおりです。

① 本制度の対象者	対象取締役
② 対象期間（下記（2）ご参照。）	2022年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度まで （ただし、取締役会の決定により5事業年度以内の期間を都度定めて延長することができる。）
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限（下記（2）ご参照。）	合計金500百万円（ただし、対象期間を延長した場合における当該延長した期間においては、当該延長分の期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額）
④ 当社株式の取得方法（下記（2）ご参照。）	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限（下記（3）ご参照。）	1事業年度あたり100,000ポイント
⑥ ①の対象者に交付される当社株式の総数の上限（下記（3）ご参照）	100,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じた数に相当する株式数（1ポイント当たり当社株式1株で計算。なお、当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役にに対して交付する当社株式の総数の上限は500,000株）ただし、1ポイント当たりの当社株式1株の数は株式分割・株式併合・株式無償割当てが生じた場合には調整される。
⑦ ポイント付与基準（下記（3）ご参照）	役位等および業績連動指標（当社の連結の自己資本利益率、EBITDAおよび非財務指標であるサステナブル指標*）に応じたポイントを付与
⑧ ①の対象者に対する当社株式の交付時期（下記（3）ご参照）	原則として退任時

*サステナブル指標は、当社の環境活動目標「Eco Action Plan 2030」の進捗を始めとしたESG活動の取組み状況等を総合的に勘案し、決定する指標となります。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、2022年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）中に、本制度に基づき対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金500百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する対象取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する対象取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、上記のとおり同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により対象取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない対象取締役がある場合には、当該対象取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 対象取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 対象取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各対象取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じて定める数に、業績連動指標*に応じて50～150%の範囲内で変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与します。

*業績連動指標は当社の連結の自己資本利益率、EBITDAおよび非財務指標であるサステナブル指標の3種類とし、それぞれ50%、40%および10%のウェイトとします。ただし、当社が対象取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり100,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

対象取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、対象取締役が任期満了以外の事由により退任する場合（業務上の傷病等により当社の取締役会にてやむを得ないと判断した場合を除く）等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

また、対象取締役に交付される当社株式は、1ポイント当たり1株とします。したがって、対象取締役に交付される当社株式の総数の上限は、100,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じた数に相当する株式数（当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役に対して交付する当社株式の総数の上限は500,000株）となります。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合・株式無償割当てが生じた場合には、1ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて、調整されるものとします。

③ 対象取締役に對する当社株式の交付

各対象取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(6) その他

上記（1）から（5）までの範囲内で、本制度の目的を勘案して定めます。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（案）

1. 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、以下の事項を基本方針として定めます。

1. 当社グループの「経営思想（経営理念・信条・ビジョン）」の実現に資するものであること。
2. 優秀な取締役の確保が可能な、適正な報酬水準であること。
3. 中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識が醸成できるものであること。
4. 当社グループの業績との連動性と透明性・客観性が確保できるものであること。
5. 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識の醸成が図れるものであること。
6. 業務執行における適切なリスクテイクの促進に寄与するものであること。

2. 基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月額固定報酬として毎月現金支給し、担う役位と職責に応じて決定します。

3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、短期インセンティブとして業績連動賞与（現金支給）を、中長期インセンティブとして業績連動型株式交付信託（株式報酬）から構成します。

業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の業績目標に対する達成度を測る上で適切な指標（KPI）として連結売上高と連結売上高営業利益率を選択し、各事業年度の業績及び役位等に基づき算出される額の業績連動賞与を業務執行取締役に対して毎年6月に現金支給します。

業績指標とその目標値については、連結売上高は、直前事業年度の決算短信で公表した業績の予想値とし、また、連結売上高営業利益率については、「過去5年平均+0.5%」を目標値*とします。

※過去5年間の各年の営業利益率の単純平均に0.5%を加算し、下限2%～上限5%の範囲内で設定します。

業績連動型株式交付信託（株式報酬）は、中長期の企業価値向上への動機付けを確保するための、中長期経営計画と連動した指標（KPI）として、ROEおよびEBITDA並びにサステナブル指標の3つを定め、各事業年度ごとに役員等及び各指標の達成度に基づき算出される数のポイントが付与され、業務執行取締役に対して、退任時に、当該ポイントに応じた当社株式が交付されます。

業績指標とその目標値については、ROEとEBITDAは中長期経営計画の目標値に基づき、また、サステナブル指標は当社の環境活動目標「Eco Action Plan 2030」の進捗を始めとしたESG活動の取組み状況等を総合的に勘案し、いずれもガバナンス委員会の評価を経て、取締役会で決定します。

4. 取締役の個人別の報酬等の額の種類ごとの割合の決定に関する方針

業務執行取締役については、当社グループの経営思想に基づき、継続的な社業の発展に貢献できる優秀な経営陣の確保が可能な、適正な報酬水準であることを前提に、当社を取り巻く経営環境や外部専門機関の調査に基づく他社水準も考慮し、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう、担う役割と責任の重さに応じて決定します。

比較ベンチマークとする他社水準は、東証一部上場の売上高5,000億円～1兆円規模の製造業企業群を同輩企業と位置づけて、各種役員報酬サーベイの結果等を鑑み、妥当性を判断します。

報酬等の種類ごとの割合の目安（基準業績時）は、基本報酬：60%、短期業績連動報酬等：20%、中長期業績連動報酬等：20%としております。

業務執行取締役以外の取締役については、その職責に鑑みて基本報酬のみとします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の種類とその割合・水準・計算方法等については、透明性・客観性を確保するため、事前に代表取締役および独立性を有する社外取締役から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」に諮問し、答申を受け、その答申を尊重して、株主総会においてご承認頂いた報酬枠の範囲内で、取締役会において決定します。

取締役の個人別の報酬額については、取締役会で決定された取締役の報酬等の種類とその割合・水準・計算方法等に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について取締役会決議による委任を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長が各取締役の基本報酬、各業務執行取締役に対する業績連動賞与の額および業績連動型株式報酬の交付ポイント数を決定します。

【株主提案(第5号議案から第9号議案まで)】

第5号議案から第9号議案までは、株主様1名からのご提案によるものであります。

提案の内容および議案の理由につきましては、提案株主様から提出された株主提案書の記載に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件(業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入)

(1) 議案の要領

取締役の年間報酬限度額(2006年6月29日開催の第93回定時株主総会において決議)の範囲内で実際に支給される、社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」という。)それぞれの報酬について、現行の取締役報酬に追加して以下の条件にて金銭債権を支給する。

- ・当該金銭債権は、譲渡制限付株式報酬に係る第三者割当て(自己株式の処分)に対する現物出資に充てられるものとする。
- ・譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、割当てを受けた日より3年から20年の間で取締役会が定める期間とし、当該内容は当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約にて規定する。
- ・具体的な支給時期、処分する自己株式の数、配分等は取締役会で決定する。

(2) 提案の理由

価格競争の激化、原材料価格の変動等といったリスクのある事業を営む当社の取締役会及び経営陣は、客観的で透明性の高い、ROEに連動した業績連動株式報酬によって報われるべきと考えますが、現在の代表取締役社長は15千株しか当社株式を保有しておらず、インセンティブがない状況です。さらに当社は相互保有株式の問題も抱えています。

かかる状況を変えるべく、経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」に有用であると記載される株式報酬の導入により、経営陣に株主目線での経営を促し、中長期の業績向上インセンティブを与えることが望ましいと考えられます。

また、コーポレートガバナンス・コードの原則4-2、補充原則4-2①が、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、業績連動型報酬の割合等を決定すべきとしていることも、業績連動株式報酬を導入すべき理由のひとつです。

〈株主提案に対する当社取締役会の意見〉

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度の導入に係る議案を第4号議案として附議しております（以下、当該業績連動型株式報酬制度を「会社提案報酬制度」といいます。）。

会社提案報酬制度は、自己資本利益率（ROE）、EBITDA及び非財務指標であるサステナブル指標を業績指標に採用した上で（各指標の構成比率はそれぞれ50%、40%、及び10%）、これらの指標の達成状況に応じて各取締役に付与される株式（ポイント）の数が決定されるというものです。これにより、取締役に對してROEを含む各業績向上のインセンティブを付与することを意図しております。また、これが導入されると当社の取締役報酬における固定報酬、短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬の各構成割合（基準業績時の目安）は、現在の85%、15%及び0%から60%、20%及び20%へと変更することが可能となり、報酬ミックスという観点からも、中長期的な観点からの取締役の業績向上に対するインセンティブが高められることとなります。加えて、既存の取締役の報酬の限度額を減額した上で、当該減額分（年間100百万円）と会社提案報酬制度において当社が拠出する金額を事業年度数で除した金額（100百万円）を一致させることにより、報酬全体としての金額の水準にも配慮しております（詳細は第4号議案をご参照ください）。

他方で、株主提案である本議案は、当社経営陣に中長期の業績向上のインセンティブを与えることを目的として、業績連動型譲渡制限株式報酬制度を導入することを提案するものであり、その意図するところには会社提案報酬制度と共通する部分があるものと考えられます。しかし、本議案には、取締役が引き受ける株式の数の上限に関する記載（会社法第361条第1項第5号イ）が盛り込まれておらず、会社法上取締役に対して譲渡制限株式を報酬として付与するために必要な事項の記載が欠けております。そのため、仮に本議案が承認可決されたとしても、本議案は法的に有効なものにはならず、そのため、当社において本議案に基づき譲渡制限株式報酬制度を導入することはできません。また、提案の理由の記載からすると、ROEに連動した制度を想定しているものと思われるが、ROEを何に連動させるのか（譲渡制限を解除する株式数に連動させるのか、付与する株式数に連動させるのか）などが明確ではなく、具体性にも欠けております。

したがって、当社といたしましては、本議案に反対であり、中長期の視点から適切に設計された業績連動型株式報酬である会社提案報酬制度を導入することが望ましいと考えております。

第6号議案 定款一部変更(監査等委員会設置会社制度への移行)の件

(1) 議案の要領

監査等委員会設置会社への移行のため、現行定款を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. 会計監査人</p>
<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、15名以内とし、<u>監査等委員である</u>取締役は、5名以内とする。</p>
<p>(選任)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役、役付取締役、名誉会長、相談役および顧問)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。また、取締役会長1名および取締役副社長若干名を定めることができる。取締役会は、その決議によって名誉会長1名、相談役および顧問各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役、役付取締役、名誉会長、相談役および顧問)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員会である</u>取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員会である</u>取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定する。また、<u>取締役(監査等委員会である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名および取締役副社長若干名を定めることができる。取締役会は、その決議によって名誉会長1名、相談役および顧問各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長が支障あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長が支障あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任) 第26条 当社は、会社法399条の13第6項に定めるところに従い、<u>取締役会の決議をもって、同条第5項に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第28条 (省略)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数) 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任) 第29条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	

現行定款	変更案
<p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規則) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員規則による。</p>
第35条～第38条 (省略)	第31条～第34条 (現行どおり)
(新設)	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 2021年6月開催の第108回定時株主総会終結前の社外監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条に定めるところによる。</p>

(2) 提案の理由

監査等委員会設置会社への移行は、経営陣の監督と業務執行を分離することで、より実効的な監督を可能とし¹、当社の長期的な成長可能性及び企業価値の向上につながります。監査等委員会設置会社においては、柔軟な制度設計が可能であり、監査機能の独立性確保によるコーポレートガバナンスの一層の充実と機動的な意思決定を両立させることにより、企業価値の更なる向上を図ることができます。2020年9月時点で、JPX日経400の企業のうち監査等委員会を設置する企業は19.9%であり、その数は年々増加しています²。

オアシスは、株主としてのスチュワードシップ責任に基づき、当社が監査等委員会設置会社制度を導入することを提案します。

¹ コーポレートガバナンス・コード基本原則4-6

² 株式会社東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」(2020年9月7日) (<https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000004xll4-att/nlsgeu000004xlo7.pdf>) 参照

〈株主提案に対する当社取締役会の意見〉

取締役会としては、本議案に反対いたします。

わが国の会社法は、多様な機関設計を認めており、公開会社である大会社においては監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社のいずれかを採用することとなっております。これら3つの機関設計は、いずれかが優れているというものではなく、会社がどの機関設計を採用すべきかについては、各会社ごとに検討されるべき問題です。

当社においては、法令遵守の重要性にも鑑み、独任制の強固な権限で監査を行うことができる監査役会設置会社を選択しつつ、3分の1超が独立社外取締役で構成されている取締役会と執行役員制度によって、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。また、代表取締役、取締役候補者及び監査役候補者の指名並びに取締役及び執行役員の報酬など取締役の職務執行の監督に特に重要な事項については、代表取締役1名及び独立社外取締役5名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」への諮問を通じて、客観性・適時性・透明性をより強化しております。

当社として、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に向け、当社の機関設計についても不断に検討を行っていく所存ではございますが、現状の体制としては、監査役会設置会社が適切であり、監査等委員会設置会社に移行する必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更(相談役・顧問等の廃止)の件

(1) 議案の要領

現行定款を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

現行定款	変更案
第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。また、取締役会長1名および取締役副社長若干名を定めることができる。 取締役会は、その決議によって名誉会長1名、相談役および顧問各若干名を定めることができる。	第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。また、取締役会長1名および取締役副社長若干名を定めることができる。 <u>当社は、名誉会長並びに相談役又は顧問等本会社の業務一般又は特定の業務について代表取締役の諮問に応ずることを職務内容とする役職を置かない。</u>

(2) 提案の理由

経済産業省のガイドラインは、社長経験者が会社に相談役・顧問として残る場合、現役経営陣への不当な影響力の行使が生じることがあると指摘しています³。相談役・顧問がそのような影響力を積極的に行使しない場合でも、現役経営陣が社長経験者の過去の判断に反する意思決定や変革の実行を躊躇することも考えられます。

当社は2名の相談役及び顧問役（非常勤・報酬有）を設置しており、その全員が当社の元代表取締役社長等です。経営陣が大胆な意思決定や変革を躊躇すると、そのような革新による成長の達成は困難となります。

したがって、顧問・相談役制度の廃止は、当社経営陣が果敢な意思決定を行い、コーポレートガバナンス上の必要な変革を成し遂げ、将来の収益につながる事業執行を行うために不可欠な制度改革です。

³ 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」
(<https://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180928008/20180928008-1.pdf>) 48頁参照

〈株主提案に対する当社取締役会の意見〉

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案の提案の理由には「当社は2名の相談役及び顧問役（非常勤・報酬有）を設置」しているとありますが、当社には、現在、相談役及び顧問役はおりません。

なお、当社には名誉会長がありますが、当社の名誉会長は、これまでの経験・識見・人脈を活かしつつ、業界団体などの対外的な活動による当社の社会的評価向上などに貢献していただいております。名誉会長が当社の経営に関する意思決定に関与したり、これに不当な影響を与えることはございません。

相談役・顧問等の制度は、各人の豊富な経験・識見・人脈などを活用する必要がある場合に利用し、これを適切に運用することにより、当社の企業価値向上に資するものであるため、引き続き有用であると考えております。また、当社の取締役会は、3分の1超を独立社外取締役で構成しており、相談役・顧問等が、当社の意思決定等に一切影響を与えない環境が確保されております。

本議案はその前提の認識に誤りがあり、相当でないと考えます。

第8号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから、1年以内に、当社普通株式を株式総数18,619,100株（発行済株式総数（自己株式を除く）の9.9%）、取得価額の総額金240億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回る場合は、会社法により許容される取得価額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は、2018年度から2020年度にかけて中期経営計画に基づき総額約300億円の自己株式取得を実施しました⁴。当社は2021年度からの新たな中期経営計画（「次期中期計画」）を発表予定であるところ、次期中期計画において、より積極的な自己株取得の方針を策定すべきと考えます。当社の現在のPBR（株価純資産倍率）は0.39倍と解散価値の1.0倍を有意に下回っており、過去5年間に比しても低い水準となっています。また、当社の株価は過去5年間に於いても一度も企業の解散価値であるPBR1.0xを上回っておらず、危機的な状況です。次期中期計画の初年度に有意な自己株買いをすることは、経営陣の次期中期計画の達成への自信を示すうえで非常に重要です。弊社は貴社次期中期計画において3年間で1,000億円規模の自己株式取得を行うべきであると考えていますが、初年度に総額240億円の自己株式取得の実施をその第一歩として行うことを提案します。

⁴ 当社ウェブサイト「中期経営計画—利益配分に関する基本方針」(<https://www.tskg-hd.com/ir/policy/plan/>)

〈株主提案に対する当社取締役会の意見〉

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主還元的重要性を認識しており、自己株式取得は株主還元の有用な手段であるとの認識の下で、2018年度から2020年度にかけて中期経営計画に基づき総額約300億円の自己株式取得を実施いたしました。そして、2021年5月14日に新中期経営計画「中期経営計画2025」を公表し、2021年度から2025年度の間、総還元性向80%を目安として、配当金について連結配当性向50%以上を目安としかつ1株当たり年46円を下限として段階的に引き上げることとしつつ、機動的に自己株式取得を実施していく方針としております（なお、資産

売却等による特別損益は、原則として、総還元性向および連結配当性向を算定するうえでは考慮いたしません。

他方で、提案株主の主張する2021年度に240億円の自己株式取得は、総還元性向100%を超える見込み（当社が公表した2021年度連結業績予想の親会社株主に帰属する当期純利益170億円に基づき算出すると約141%）であり、これを実施すると、新型コロナウイルス感染症拡大により世界経済情勢の先行きが不透明である状況下において、一定程度の手許流動資金を備えながら、新たな成長分野・領域拡大や事業継続のための投資に要する資金を十分に確保することができなくなると考えます。新中期経営計画に定めたとおり、当社は、中長期的な企業価値の維持・向上の観点から、今後、包装容器領域を基盤として、エンジニアリング・充填・物流領域におけるバリューチェーンの拡大と、鋼板関連事業・機能材料関連事業における光学用・電池向け部材等での成長を図るとともに、新規事業領域において社会課題解決の新しい仕組みを創出していく必要があると考えており、具体的には、将来の成長や基盤強化等に向けて以下の投資を実施していく方針です。

- 環境負荷低減・環境価値拡大のための投資
- 包装容器製造の枠を超えたバリューチェーン全体でのシステム構築
- 注力すべき既存事業領域における基盤強化
- 「食と健康」・「快適な生活」・「環境・資源・エネルギー」領域を中心とする ビジネスパートナーやスタートアップ企業との共創を含めた事業創出と育成
- IoT・DXの推進、新技術開発、人材開発など

したがって、本議案において提案株主の主張する規模の自己株式取得を現時点で行うことは、中長期的な企業価値の向上の観点からは妥当ではないと考えております。

当社の定款第7条には、取締役会決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めが置かれております。自己株式取得については、上記新中期経営計画で掲げた方針の下、取締役会で十分に協議の上、取得株数の設定や実施時期等を含め判断をしていくべきであると考えております。

第9号議案 定款一部変更(気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を踏まえた経営戦略を記載した計画の開示)の件

(1) 議案の要領

現行の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第39条 当社は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）を踏まえた経営戦略及びその実施状況を記載した計画を年次報告書にて開示する。

(2) 提案の理由

当社は、低炭素社会、資源循環社会及び自然共生社会の観点から、環境管理体制を整備し、2019年度にEco Action Plan 2030を策定しているほか、有価証券報告書においてこれに基づき環境リスクに関する開示を行い、別途CSRレポートにおいても環境への取組を公表しています⁵。昨年のみずほフィナンシャルグループに対する気候変動ネットワークからの株主提案が3割以上もの賛成を得た⁶ことから、環境対策をはじめとするESG投資の重要性は近年格段に増していることは明らかです。当社の事業内容に照らすと、一定の環境負荷の発生は不可避であることからしても、当社において、現状の取組に加え、定款での明記を通じ、更に環境関連の取組に対する情報開示の透明性を高めることは、当社の企業価値及び魅力を高める上での喫緊の課題といえます。

以上の理由により、オアシスは、環境の配慮に関する取組の実施状況の開示を定款上明記する趣旨の上記定款変更を提案します。

⁵ 当社ウェブサイト「東洋製罐グループCSRレポート 2020」(https://www.tskg-hd.com/csr/pdf/2020csr_web.pdf)

⁶ 株式会社みずほフィナンシャルグループ「臨時報告書の提出について」(2020年6月30日)
(https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/stock/meeting/pdf/extra_18.pdf)

〈株主提案に対する当社取締役会の意見〉

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループでは、創業以来、「事業活動を通して、人類の幸福に貢献すること」を使命とし、「常に新しい価値を創造し、持続可能な社会の実現を希求すること」を経営理念に掲げて実践に努めております。特に環境に関しては、脱炭素社会、資源循環社会、自然共生社会の3つの観点から2050年までを見据えたグループ環境ビジョンを設定し、その実現に向けてさらに、具体的な中期目標である「Eco Action Plan 2030」を2019年度に新たに策定した上で、事業活動に伴う環境負荷を低減することはもとより、サプライチェーンを通じて発生する様々な環境負荷を低減するための施策を具体化し、その実現に向けた取組みを着実に推進してまいりました。そして、2021年5月には、これらの取組みをさらに推進するべく、環境ビジョンにおける長期目標としてカーボンニュートラルの実現を目指すことを掲げ、Eco Action Plan 2030の目標についての改定を行いました。

また、当社は、当社グループ企業行動憲章・企業行動規準および当社グループ環境方針において、ステークホルダーとの環境コミュニケーションを積極的に行い、相互理解に努める旨を明記しており、実際に、環境関連の上記の取組みについて、国際基準である「GRIサステナビリティ・レポートニング・スタンダード」を参考に当社ホームページにおいて開示をしているほか、国際基準であるISO 26000（社会的責任に関する手引き）を参考に毎年CSRレポートとして開示を行っております。

本議案は、環境関連の取組みに対する情報開示の透明性を高めることを目的とするものと提案の理由には記載がありますが、当社は上記のとおりこれまで透明性の高い情報開示に努めてきておりますので、定款に明記する必要性が認められません。また、現在、IFRS財団において、気候変動を含むサステナビリティに関する統一的な開示の枠組みを策定する動きが進められているところでもあり、コーポレートガバナンス・コードの改訂案補充原則3-1③においても、TCFDに限られずこれと「同等の枠組み」に基づく開示もプライム市場に適用される原則に適合することとされており、環境関連の取組みに対する情報開示としてどのような形が適切であるかについては、今後の動向も踏まえて検討していく必要がありますが、本議案のとおり、依拠する開示の枠組みをTCFDに限定して定款で定めるとなると、当社の今後の検討に支障が生ずるおそれがあり、相当でもありません。

以上から、当社取締役会としては、定款に本提案のような規定を設けることは相当でないと判断いたします。

※ご参考 環境・気候変動への取り組み

<p>中長期的な環境目標</p>	<p>◆2050年長期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2050年長期目標：カーボンニュートラルを目指す。 • 新規投入資源の使用量を最大限に削減し、再生材や再生可能材料への代替に努めます。 • 調達、開発、製造、販売、サービス活動においてライフサイクルを考慮し、製品およびサービスを通して、地球上の生物や人類が永続的に共生できる社会の実現に貢献します。 <p>◆2030年度中期目標「Eco Action Plan 2030」</p> <p>(1) 脱炭素社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業活動でのCO₂排出量 (Scope1,2) を35%削減 (2019年度比) ②サプライチェーンでのCO₂排出量 (Scope3) を20%削減 (2019年度比) <p>(2) 資源循環社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①枯渇性資源の使用量を30%削減 (2013年度比) ②プラスチック製品については化石資源の使用量を40%削減 (2013年度比) <ul style="list-style-type: none"> • プラスチック製品の軽量化、素材転換により15%削減 (2013年度比) • 再生材・植物由来樹脂の利用率を30%向上 (2013年度比) ③全ての容器包装製品をリサイクル可能またはリユース可能に <p>(3) 自然共生社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境リスク・環境汚染物質の低減 <ul style="list-style-type: none"> • PRTR法に関する物質の排出・移動量を2022年度までに15%削減 (2013年度比) ②生物多様性の保全を推進 <ul style="list-style-type: none"> • 事業活動での水使用量を30%削減 (2013年度比) ③外部コミュニケーション活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> • 海洋プラスチック問題解決に向けた対応 (散乱防止) と情報公開
<p>主な環境トピックス</p>	<p>◆世界のサーキュラー・エコノミーを推進するエレン・マッカーサー財団に日本の容器メーカーとして初の加盟</p> <p>◆使用済みプラスチックの再資源化事業に取り組む新会社「株式会社アールプラスジャパン」への資本参加</p> <p>◆経団連主催の「チャレンジ・ゼロ (チャレンジネット・ゼロカーボンイノベーション)」への参加</p> <p>◆TOKYO PACK 2021に出展。キーメッセージを「次は、地球をつつむ。」とし、「脱炭素社会」「資源循環社会」「自然共生社会」の3つの環境ビジョンで区分したコンセプト重視の展示内容とした</p> <p>◆グループの素材やパッケージ、CO₂排出量の算出に関する豊富な知見を活かし、顧客に対して当社が製造する容器の原材料調達から廃棄までのCO₂排出量に関する情報を提供する「CO₂の見える化および削減のサポート」を2021年度下期から開始する予定</p>

(添付書類)

事業報告 <2020年4月1日から2021年3月31日まで>

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に対する各種政策の効果などにより、一部では持ち直しの動きがみられたものの、厳しい状況で推移しました。

このような環境下におきまして、当連結会計年度における当社グループの業績は、以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	前期	当期	増減	増減率
売上高	790,814	748,724	△42,089	△5.3%
営業利益	27,271	26,667	△603	△2.2%
売上高営業利益率	3.4%	3.6%	—	—
経常利益	28,412	27,326	△1,085	△3.8%
特別利益	2,482	—	△2,482	—
特別損失	23,967	2,980	△20,987	—
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△)	△520	15,946	16,467	—

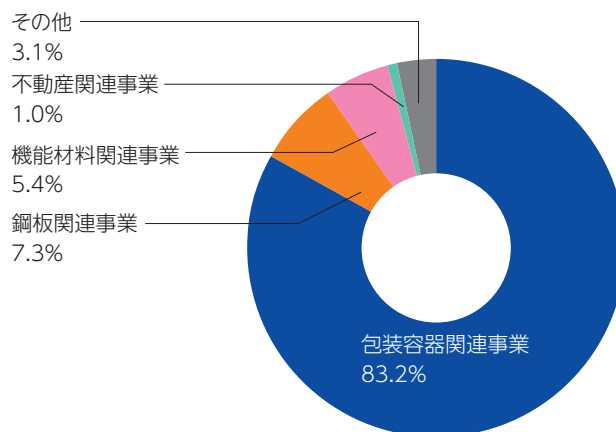
売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛にともなう家庭内消費の増加による需要増が一部では見られたものの、イベント・レジャー・外食産業等のほか、オフィス周辺における消費の低迷による需要減の影響を受けたことにより、飲料容器を中心とする包装容器の販売が大きく減少し、7,487億24百万円(前期比5.3%減)となりました。利益面では、原材料・エネルギー価格が下落したものの、売上高が減少したことなどにより、**営業利益**は266億67百万円(前期比2.2%減)、**経常利益**は273億26百万円(前期比3.8%減)、**親会社株主に帰属する当期純利益**は159億46百万円(前期は5億20百万円の損失)となりました。

各セグメントの営業の概況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

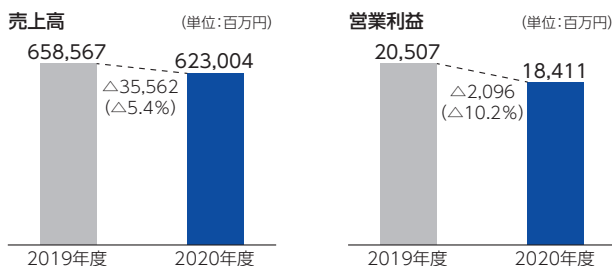
報告セグメント等	売上高（外部顧客）				営業利益			
	前期	当期	増減	増減率	前期	当期	増減	増減率
包装容器関連事業	658,567	623,004	△35,562	△5.4%	20,507	18,411	△2,096	△10.2%
鋼板関連事業	62,924	54,599	△8,325	△13.2%	285	△371	△656	—
機能材料関連事業	36,811	40,373	3,562	9.7%	1,521	3,051	1,529	100.5%
不動産関連事業	8,019	7,801	△218	△2.7%	5,041	5,237	196	3.9%
その他	24,490	22,944	△1,545	△6.3%	1,739	1,438	△301	△17.3%
調整額	—	—	—	—	△1,824	△1,099	724	—
合計	790,814	748,724	△42,089	△5.3%	27,271	26,667	△603	△2.2%

セグメント別売上高構成比



包装容器 関連事業

セグメント別売上高構成比 83.2%



売上高は6,230億4百万円(前期比5.4%減)となり、営業利益は184億11百万円(前期比10.2%減)となりました。

1 金属製品の製造販売



金属製品の売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、前期を大幅に下回りました。

国内においては、巣ごもり需要が増加したことにより、ビール類・チューハイ向けのアルコール飲料用空缶が伸びましたが、外出自粛などの影響により、清涼飲料向けのキャップや中国向けのビール用キャップなどが減少しました。

海外においては、タイにおける外出自粛の影響でエナジードリンク向けの清涼飲料用空缶が減少したほか、タイ政府によるアルコール飲料の販売禁止措置が実施されたことにより、ビール向けのアルコール飲料用空缶が低調に推移しました。

2 プラスチック製品の製造販売



プラスチック製品の売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、前期を大幅に下回りました。

巣ごもり需要が増加したことによりカレーやパスタソース向けのパウチなどが増加したほか、衛生面に対する意識の高まりから消毒液向けのボトルが伸びましたが、外出自粛やテレワーク推進の影響により、お茶類向けの飲料用ペットボトルやコーヒーショップ向けの飲料コップが大きく減少しました。

3 紙製品の製造販売



海洋プラスチックごみ問題に端を発した、昨今のプラスチック容器から他素材の容器へシフトする流れを受け、コンビニエンスストア向けの弁当容器などで新規受注がありました。新型コロナウイルス感染症拡大にともなうイベント・レジャーなどの自粛やテレワーク推進の影響により、自動販売機向けなどの飲料コップが減少したほか、清涼飲料向けなどの段ボール製品が低調に推移したことにより、売上高は前期を大幅に下回りました。

5 エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売



新型コロナウイルス感染症拡大にともなう外出自粛の影響により、制汗消臭剤・ヘアスプレーのエアゾール製品が減少しましたが、衛生面に対する意識の高まりから消毒液・ハンドソープの一般充填品が増加し、売上高は前期を上回りました。

4 ガラス製品の製造販売



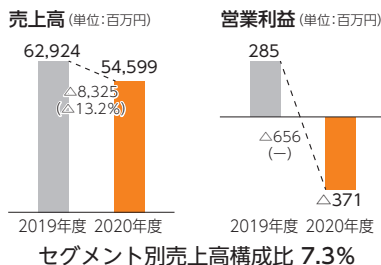
新型コロナウイルス感染症拡大にともない、飲食店やホテルにおいて来客数が減少したことなどにより、食器などのハウスウェア製品が減少したほか、テレワーク推進などの影響により、清涼飲料向けなどのびん製品が低調に推移し、売上高は前期を大幅に下回りました。

6 包装容器関連機械設備の製造販売



海外の製缶・製蓋機械の販売が増加しましたが、国内の飲料充填設備の販売が減少したことに加え、為替の影響もあり、売上高は前期を下回りました。

鋼板関連事業

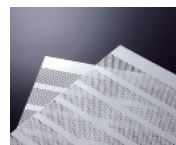


売上高は545億99百万円(前期比13.2%減)となり、営業損失は3億71百万円(前期は2億85百万円の営業利益)となりました。

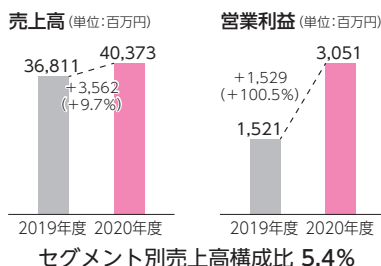
電気・電子部品向けでは、車載用二次電池向けなどの電池材が減少し、売上高は前期を大幅に下回りました。

自動車・産業機械部品向けでは、ガスケット材・駆動系部品材・燃料パイプ材が減少し、売上高は前期を大幅に下回りました。

建築・家電向けでは、バスルーム向け内装材・冷蔵庫向け扉材が減少し、売上高は前期を大幅に下回りました。



機能材料関連事業



売上高は403億73百万円(前期比9.7%増)となり、営業利益は30億51百万円(前期比100.5%増)となりました。

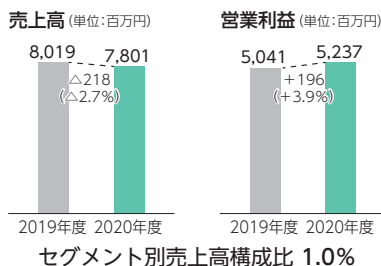
磁気ディスク用アルミ基板では、サーバー向けのハードディスク用途が増加したことなどにより、売上高は前期を大幅に上回りました。

光学用機能フィルムでは、フラットパネルディスプレイの市況悪化の影響を受け、売上高は前期を下回りました。

その他、ほろろ製品向けの釉薬が増加しましたが、顔料などが減少しました。



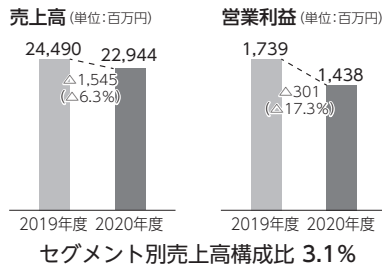
不動産関連事業



オフィスビルおよび商業施設等の賃貸につきましては、売上高は78億1百万円(前期比2.7%減)となり、営業利益は52億37百万円(前期比3.9%増)となりました。



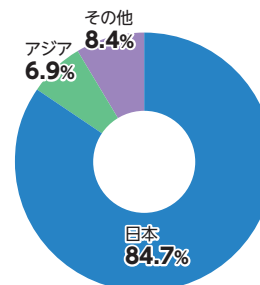
その他



自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売および損害保険代理業などにつきましては、売上高は229億44百万円(前期比6.3%減)となり、営業利益は14億38百万円(前期比17.3%減)となりました。



所在地別セグメント別売上高構成比



所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本では、売上高は6,342億75百万円(前期比5.6%減)、営業利益は176億11百万円(前期比13.2%減)となりました。

アジア(タイ、中国、マレーシアなど)では、売上高は519億23百万円(前期比11.3%減)、営業利益は72億77百万円(前期比18.1%増)となりました。

その他(米国など)では、売上高は625億26百万円(前期比3.7%増)、営業利益は10億71百万円(前期比335.4%増)となりました。

なお、当連結会計年度末における当社の連結子会社数は71社(前期比3社減)、持分法適用関連会社数は4社(前期比増減なし)となりました。当連結会計年度中における連結子会社の減少は、次のとおりであります。

● 減少(3社)

KYテクノロジー株式会社 *1

東洋ユニコン株式会社 *2

Toyo Glass Mold (Thailand) Co., Ltd. *3

※1 KYテクノロジー株式会社は、2020年11月に清算結了いたしました。

※2 東洋ユニコン株式会社は、2020年12月に清算結了いたしました。

※3 Toyo Glass Mold (Thailand) Co., Ltd.は、2020年12月に清算結了いたしました。

2 設備投資の状況

(1) 当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は666億43百万円で、その主なものは次のとおりであります。

[包装容器関連事業] 470億31百万円

- 東洋製罐株式会社
飲料用空缶製造設備(石岡工場)
飲料用ペットボトル製造設備(広島工場)
工場建物増築等(豊橋工場)
- 日本クロージャ株式会社
倉庫棟増築等(小牧工場)
- Toyo Seikan (Thailand) Co., Ltd.
飲料用ペットボトル充填設備等(本社工場)

[鋼板関連事業] 96億6百万円

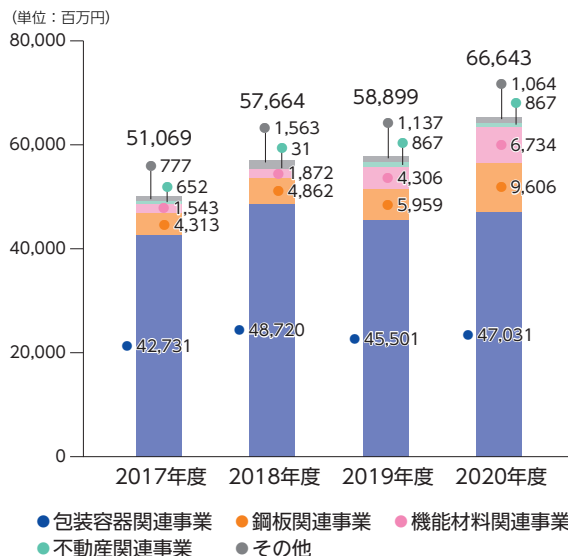
- 東洋鋼板株式会社
ニッケルめっき鋼板製造設備(下松事業所)

[機能材料関連事業] 67億34百万円

- 東洋鋼板株式会社
光学用機能フィルム製造設備(下松事業所)

[不動産関連事業] 8億67百万円

[その他] 10億64百万円



(2) 当連結会計年度中において完成した設備の主なものは、次のとおりであります。

[包装容器関連事業]

- 日本クロージャ株式会社
倉庫棟増築等(小牧工場)
- 東洋ガラス機械株式会社
工場新設等(本社工場)
- Toyo Seikan (Thailand) Co., Ltd.
飲料用ペットボトル充填設備等(本社工場)

[鋼板関連事業]

- 東洋鋼鈹株式会社
ニッケルめっき鋼板製造設備(下松事業所)

[機能材料関連事業]

- 東洋鋼鈹株式会社
光学用機能フィルム製造設備(下松事業所)

(3) 当連結会計年度末において継続中の設備の新設、拡充の主なものは、次のとおりであります。

[包装容器関連事業]

- 東洋製罐株式会社
飲料用空缶製造設備(石岡工場)
飲料用ペットボトル製造設備(広島工場)
工場建物増築等(豊橋工場)

3 資金調達の状況

該当する記載事項はありません。

4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する記載事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する記載事項はありません。

6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する記載事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、当社の連結子会社であるKYテクノロジー株式会社のサイクル関連事業を、2019年4月1日付で、当社の連結子会社である鋼鈹商事株式会社に吸収分割の方法により承継させ、KYテクノロジー株式会社の清算手続きを進めてまいりましたが、2020年11月に清算結了いたしました。これにともない、当社は、KYテクノロジー株式会社を当社の連結の範囲から除外いたしました。

8 対処すべき課題

当社グループは、創業以来100年以上にわたり、包装容器を中心として、人びとの生活に欠かせない製品・サービスを提供し、社会に貢献してまいりました。

現在、当社グループを取り巻く事業環境は想定を超えて変化し、解決すべき様々な社会課題が顕在化しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、人びとの生活様式も大きく変容しております。

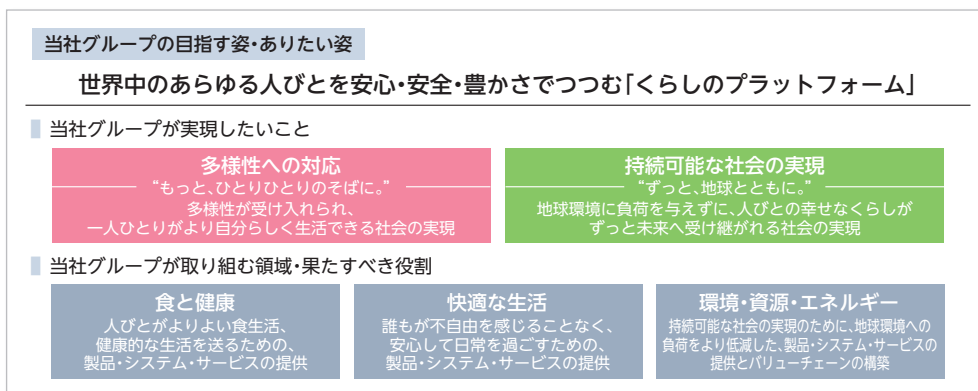
このような事業環境下において、当社グループは、本年5月に、社会や地球環境について長期的な視点で考え、すべてのステークホルダーの皆様提供価値の最大化を図るべく、2050年を見据えた「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」を策定し、その実現に向けて、2030年に達成を目指す定量的・定性的な経営目標である「中長期経営目標2030」を設定いたしました。当社グループは、「中長期経営目標2030」を達成するためのアクションプランとして、2021年度から5ヶ年の「中期経営計画2025」を策定いたしました。

概要は次のとおりです。

(1) 長期経営ビジョン2050「未来をつつむ」

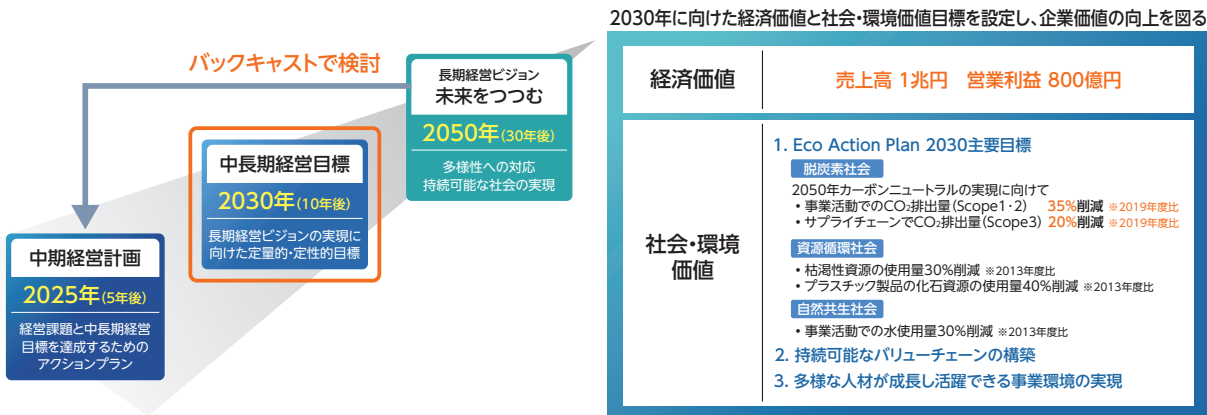
当社グループの目指す姿・ありたい姿を「世界中のあらゆる人びとを安心・安全・豊かさでつつむ『くらしのプラットフォーム』」と位置づけ、「多様性が受け入れられ、一人ひとりがより自分らしく生活できる社会の実現」「地球環境に負荷を与えずに、人々の幸せなくらしがずっと未来へ受け継がれる社会の実現」を目指します。

そのために「食と健康」「快適な生活」「環境・資源・エネルギー」の3つの分野で、グループが一体となって、これまで培ってきた素材開発、成形加工、エンジニアリング等の技術・ノウハウを活用し、オープンイノベーション、IoT・DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進するとともに、お客様やお取引先等をはじめとした志を同じくするパートナーと連携し、包装容器メーカーの枠を超え、社会を変える新たな価値を創造してまいります。



(2) 中長期目標2030

「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」の実現に向けて、2030年に達成を目指す定量的・定性的な経営目標として設定した「中長期経営目標2030」の概要は次のとおりです。



(3) 中期経営計画2025

「中長期経営目標2030」を達成するためのアクションプランである2021年度から5ヶ年の「中期経営計画2025」(以下、「本中期経営計画」といいます。)の概要は次のとおりです。

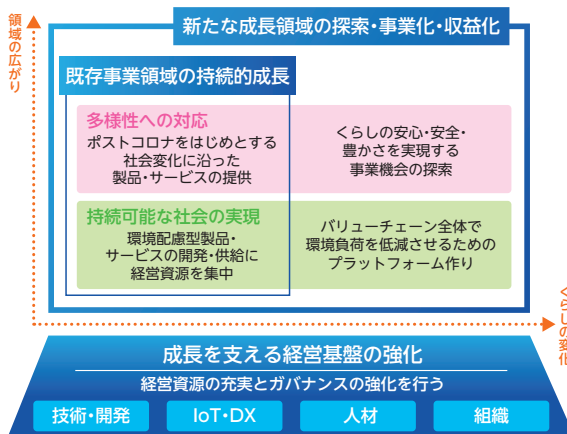
【基本方針】

本中期経営計画では、“「くらしのプラットフォーム」へ向けた持続的な成長”を基本方針とし、「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」で掲げた目指す社会の実現に向け、3つの主要課題に取り組みます。

【3つの主要課題と施策】

① 既存事業領域の持続的成長

「多様性への対応」と「持続可能な社会の実現」の2つの軸と持続的成長の観点から、これまでの事業構造にとらわれず、果断に事業ポートフォリオの見直しを行うことで、既存事業領域の持続的な成長を目指します。



②新たな成長領域の探索・事業化・収益化

人びとのライフスタイルの変化や環境負荷の低減など、社会の多様なニーズや新たな課題を捉え、当社グループが培ってきた「素材開発」「成形加工」「エンジニアリング」などの保有技術をもとに、「食と健康」「快適な生活」「環境・資源・エネルギー」の領域において、新規事業を創出することで、新たな社会基盤を創造します。

③成長を支える経営基盤の強化

持続的成長のための経営資源の充実とガバナンスの強化を行います。

i) 技術・開発

パートナーとの共創や新技術の探索を通じ、事業創出のための研究開発を推進

ii) IoT・DX

デジタル技術の活用を通じたバリューチェーンの変革と事業領域の拡大

iii) 人材

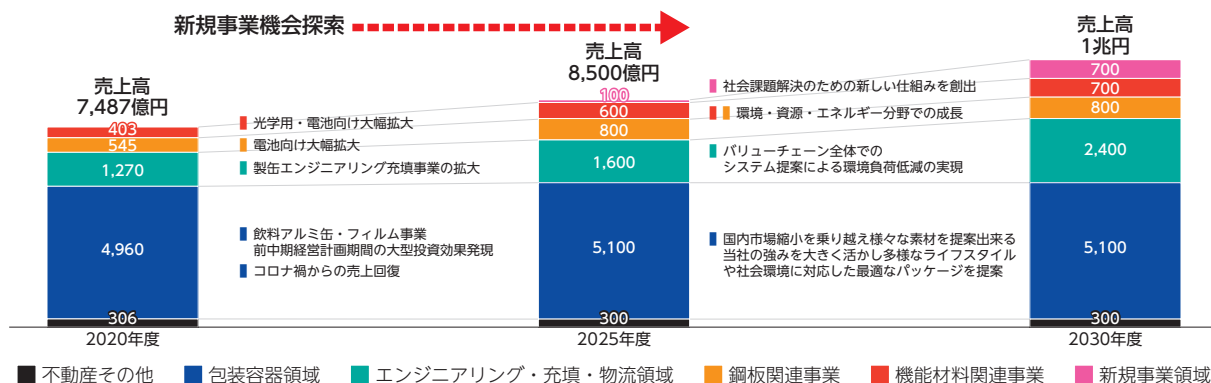
新たな価値創造につながる人材プラットフォームの整備

iv) 組織

社会からの信頼に応えるためのコーポレート・ガバナンスの強化

【持続的成長のためのロードマップ】

包装容器領域を基盤として、エンジニアリング・充填・物流領域におけるバリューチェーンの拡大と、鋼板関連事業・機能材料関連事業における光学用・電池向け部材等での成長を図るとともに、新規事業領域において社会課題解決の新しい仕組みを創出し、2030年度に売上高1兆円を目指します。



(4) 投資・財務方針

事業活動と資産圧縮で創出したキャッシュを原資として、将来の成長や基盤強化等の投資を実施いたします。

①投資

「くらしのプラットフォーム」へ向け、3,300億円規模の投資(M&A含む)を実施

■環境負荷低減・環境価値拡大のための投資

■包装容器製造の枠を超えたバリューチェーン全体でのシステム構築

■注力すべき既存事業領域における基盤強化

■「食と健康」・「快適な生活」・「環境・資源・エネルギー」領域を中心とするビジネスパートナーやスタートアップ企業との共創を含めた事業創出と育成

■IoT・DXの推進、新技術開発、人材開発など

②原資

i) 本中期経営計画期間において営業キャッシュ・フロー約3,800億円を創出

ii) 政策保有株式を400億円規模売却し、成長分野への投資に活用

(5) 経営数値目標

本中期経営計画の最終年度である2025年度に、売上高8,500億円、営業利益500億円、EBITDA1,100億円、ROE5%を目指します。

(単位:億円)

	2019年度 実績	2020年度 実績	2021年度 予想	2025年度 目標
売上高	7,908	7,487	※7,700	※8,500
営業利益	272	266	255	500
EBITDA	742	737	775	1,100
ROE	△0.1%	2.6%	2.7%	5.0%

(注) 1. 本中期経営計画期間における売上高※は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)適用後の数値となります(影響額は、それぞれ約△200億円)。

2. 本中期経営計画期間において400億円規模の政策保有株式の売却を計画しておりますが、当該売却による影響は上記数値目標には反映していません。

(6) 株主還元方針

本中期経営計画期間中は、総還元性向80%を目安に株主還元を行います。

①配当金

連結配当性向50%以上を目安とする

1株当たり46円を下限とし、段階的に引き上げる

②自己株式取得

機動的に実施する

※資産売却等による特別損益は、原則として、総還元性向および連結配当性向を算定するうえでは考慮いたしません

当社グループを取り巻く事業環境は、より一層厳しさを増すことが想定されますが、本中期経営計画の諸施策を着実に遂行することで、持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

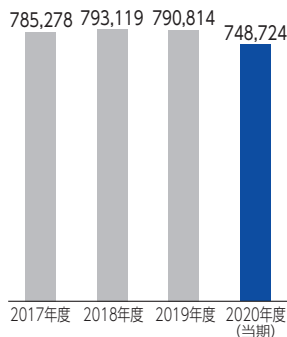
9 財産および損益の状況

区 分	第105期 2017年度	第106期 2018年度	第107期 2019年度	第108期 2020年度 (当連結会計年度)
売上高	785,278百万円	793,119百万円	790,814百万円	748,724百万円
営業利益	31,870百万円	25,443百万円	27,271百万円	26,667百万円
経常利益	29,244百万円	27,784百万円	28,412百万円	27,326百万円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	△24,740百万円	20,262百万円	△520百万円	15,946百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△121.96円	103.05円	△2.71円	84.79円
総資産	1,113,994百万円	1,068,781百万円	1,025,095百万円	1,036,081百万円
純資産	720,207百万円	649,812百万円	624,513百万円	651,639百万円
1株当たり純資産	3,193.97円	3,239.81円	3,184.56円	3,327.70円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を2018年度から適用しており、2017年度については、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

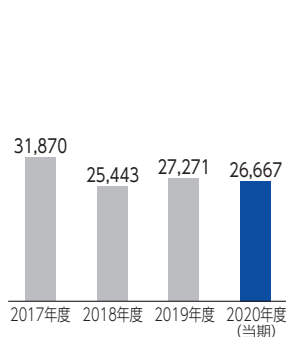
売上高

(単位:百万円)



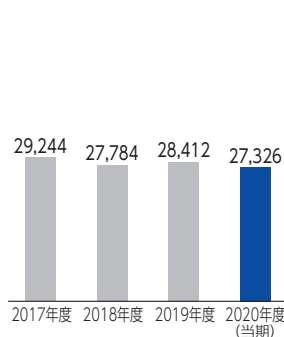
営業利益

(単位:百万円)



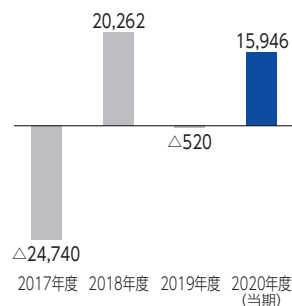
経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)

(単位:百万円)



10 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する記載事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東洋製罐株式会社	1,000百万円	100.0%	金属製品およびプラスチック製品などの製造販売
東洋鋼板株式会社	5,040	100.0	ぶりき、薄板および各種表面処理鋼板ならびに各種機能材料などの製造販売
東罐興業株式会社	1,531	100.0	紙容器製品およびプラスチック製品の製造販売
日本クロージャー株式会社	500	100.0	金属キャップおよびプラスチックキャップの製造販売
メビウスパッケージング株式会社	1,000	100.0	プラスチック製品などの製造販売
東洋ガラス株式会社	960	100.0	ガラスびんの製造販売
東洋エアゾール工業株式会社	315	100.0	エアゾール製品および一般充填品の受託製造販売
TOMATEC株式会社	310	100.0	塗薬・顔料・ゲルコート・微量要素肥料などの製造販売
日本トーカンパッケージ株式会社	700	55.0 [55.0]	段ボール製品および紙器製品などの製造販売
Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.	1,800 百万バーツ	99.9 [99.9]	飲料用空缶の製造販売
Crown Seal Public Co., Ltd.	528 百万バーツ	47.6 [47.6]	金属キャップおよびプラスチックキャップの製造販売
Stolle Machinery Company, LLC	—	100.0 [100.0]	製缶・製蓋機械の製造販売および各種サービス

- (注) 1. 議決権比率のうち、〔 〕内は、間接比率を示す内数であります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	東洋製罐株式会社
特定完全子会社の住所	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	195,247百万円
当社の総資産額	600,630百万円

11 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
包装容器関連事業	金属製品・プラスチック製品・紙製品・ガラス製品の製造販売、エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売、包装容器関連機械設備の製造販売
鋼板関連事業	鋼板および鋼板の加工品の製造販売
機能材料関連事業	磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルム・塗薬・顔料・ゲルコート・微量元素肥料などの製造販売
不動産関連事業	オフィスビル・商業施設などの賃貸
その他	自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売、損害保険代理業

12 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

会社名	主要な拠点	
当社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
東洋製罐株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千歳(千歳市)、仙台(仙台市宮城野区)、石岡(石岡市)、久喜(久喜市)、埼玉(比企郡吉見町)、横浜(横浜市鶴見区)、静岡(牧之原市)、豊橋(豊橋市)、滋賀(東近江市)、茨木(茨木市)、大阪(泉佐野市)、広島(三原市)、基山(三養基郡基山町)
東洋鋼板株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	下松(下松市)
東罐興業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	厚木(綾瀬市)、静岡(掛川市)、小牧(小牧市)、福岡(宮若市)
日本クロージャー株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	石岡(石岡市)、平塚(平塚市)、小牧(小牧市)、岡山(勝田郡勝央町)
メビウスパッケージング株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	茨城(猿島郡五霞町)、川崎(川崎市川崎区)、摂津(摂津市)、泉佐野(泉佐野市)
東洋ガラス株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千葉(柏市)、滋賀(湖南市)
東洋エアゾール工業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	筑波(龍ヶ崎市)、川越(川越市)、三重(伊賀市)
TOMATEC株式会社	本社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目1番27号
	工場	大阪(大阪市北区)、小牧(小牧市)、九州(中間市)
日本トーカンパッケージ株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	仙台(黒川郡大和町)、福島(いわき市)、茨城(猿島郡五霞町)、古河(古河市)、栃木(さくら市)、埼玉(草加市)、相模原(相模原市南区)、厚木(綾瀬市)、静岡(掛川市)、愛知(安城市)、滋賀(草津市)、大阪(摂津市)、福岡(糟屋郡新宮町)
Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.	本社	タイ(パトゥムターニー県)
	工場	タイ(パトゥムターニー県、アユタヤ県)
Crown Seal Public Co., Ltd.	本社	タイ(パトゥムターニー県)
	工場	タイ(パトゥムターニー県)
Stolle Machinery Company, LLC	本社	米国(デラウェア州)
	工場	米国(コロラド州、オハイオ州)

13 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
包装容器関連事業	15,435 [2,704] 名	増 255 [減 67] 名
鋼板関連事業	1,539 [116]	増 19 [減 25]
機能材料関連事業	1,265 [132]	増 22 [増 14]
不動産関連事業	8 [3]	増 1 [増 1]
その他	869 [120]	減 41 [減 7]
全社 (共通)	436 [20]	減 11 [増 5]
合計	19,552 [3,095]	増 245 [減 79]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(企業集団から企業集団外への出向者を除き、企業集団外から企業集団への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は []内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には嘱託契約の従業員、準社員およびアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	324 [15] 名	減 12 [増 4] 名	43.1歳	17.4年
女 性	112 [5]	増 1 [増 1]	38.9	13.2
合 計	436 [20]	減 11 [増 5]	42.0	16.3

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は []内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には嘱託契約の従業員、準社員およびアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 当社の従業員の全てはセグメント区分上「全社 (共通)」に含まれております。

14 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	68,856百万円
三井住友信託銀行株式会社	24,505
株式会社みずほ銀行	10,774

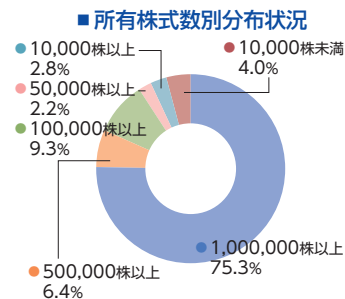
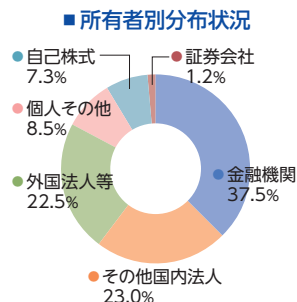
15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する記載事項はありません。

II 会社の現況

1 株式の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	450,000,000株
(2) 発行済株式の総数	202,862,162株
(3) 株主数	8,339名



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	26,950千株	14.3%
学校法人東洋食品工業短期大学	16,192	8.6
公益財団法人東洋食品研究所	12,390	6.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,249	6.0
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD. - CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	7,631	4.1
富国生命保険相互会社	5,600	3.0
株式会社三井住友銀行	5,000	2.7
株式会社群馬銀行	4,219	2.2
三井住友信託銀行株式会社	4,200	2.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,914	2.1

- (注) 1. 上記のほか、当社が自己株式14,790,701株を保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式14,790,701株を控除して計算しております。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で、JTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社」から「株式会社日本カストディ銀行」に変更しております。

2 新株予約権等の状況

該当する記載事項はありません。

3 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況(2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大塚 一 男	グループCSR推進委員長 グループリスク・コンプライアンス委員長 グループ環境委員長 Crown Seal Public Co., Ltd.取締役
取締役副社長	隅田 博彦	当社東洋鋼板株式会社経営担当 東洋鋼板株式会社取締役
取締役	副島 正和	常務執行役員 経営戦略機能統轄兼経理・財務およびIR・グループ調達戦略担当
取締役	室橋 和夫	常務執行役員 CSR・人事・人材開発およびグループリスク・コンプライアンス担当
取締役	小笠原 宏喜	常務執行役員 秘書・総務・法務・情報システムおよびグループ情報管理担当
取締役	中村 琢司	常務執行役員 グループ技術開発機能統轄兼イノベーション推進室長 TOMATEC株式会社取締役
取締役	片山 傳生	同志社大学名誉教授
取締役	浅妻 敬	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
取締役	鈴木 博	税理士
取締役	谷口 真美	早稲田大学商学学術院および同大学大学院商学研究科教授
取締役	小池 利和	ブラザー工業株式会社代表取締役会長
常勤監査役	上杉 俊隆	東罐興業株式会社監査役 日本クロージャー株式会社監査役 メビウスパッケージング株式会社監査役 TOMATEC株式会社監査役 日本トーカンパッケージング株式会社監査役 公益財団法人東洋食品研究所監事
常勤監査役	後分 雅史	東洋製罐株式会社監査役 東洋鋼板株式会社監査役 東洋ガラス株式会社監査役 東洋エアゾール工業株式会社監査役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
監査役	波光史成	公認会計士・税理士(税理士法人レゾンパートナーズ代表社員) 昭和化学工業株式会社社外取締役(監査等委員)
監査役	生田章一	株式会社金融財務研究会会長
監査役	赤松育子	公認会計士 公認不正検査士 日本公認会計士協会理事 株式会社新生銀行社外監査役 株式会社カワチ薬品社外取締役

- (注) 1. 取締役片山傳生氏、浅妻敬氏、鈴木博氏、谷口真美氏および小池利和氏は、社外取締役であります。
2. 監査役波光史成氏、生田章一氏および赤松育子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役片山傳生氏、鈴木博氏、谷口真美氏、小池利和氏および監査役波光史成氏、生田章一氏、赤松育子氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役浅妻敬氏は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定していません。
5. 常勤監査役後分雅史氏は、当社の経理・財務担当役員および経理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役波光史成氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役赤松育子氏は、公認会計士・公認不正検査士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当事業年度における重要な兼職の退任は、次のとおりであります。

地位	氏名	重要な兼職	退任年月日
取締役	中村琢司	TOMATEC株式会社取締役	2021年3月31日

(2) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、代表取締役および独立性を有する社外取締役から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針の内容は次のとおりです。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、以下の事項を基本方針として定めます。

- (i) 当社グループの「経営思想(経営理念・信条・ビジョン)」の実現に資するものであること。
- (ii) 優秀な取締役の確保が可能な、適正な報酬水準であること。
- (iii) 中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識が醸成できるものであること。
- (iv) 当社グループの業績との連動性と透明性・客観性が確保できるものであること。
- (v) 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識の醸成が図れるものであること。
- (vi) 業務執行における適切なリスクテイクの促進に寄与するものであること。

(b) 基本報酬(金銭報酬)および社外取締役の賞与(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

取締役の基本報酬は、月額固定報酬として現金支給し、担う役位と職責に応じて決定します。

また、社外取締役の賞与は、一律定額の固定報酬を毎年6月に現金支給します。

(c) 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の業績目標に対する達成度を測る上で適切な指標(KPI)として連結売上高と連結売上高営業利益率を選択し、各事業年度の業績に基づく業績連動賞与を業務執行取締役に対して毎年6月に現金支給します。

業績指標とその値については、連結売上高は、東洋製罐グループ中期経営計画における当事業年度の目標値を、連結売上高営業利益率については、「過去5年平均+0.5%」を目標値*とします。

*過去5年間の各年の営業利益率の単純平均に0.5%を加算し、下限2%～上限5%の範囲内で設定します。

(d) 金銭報酬の額および業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社グループの経営思想に基づき、継続的な社業の発展に貢献できる優秀な経営陣の確保が可能な、適正な報酬水準であることを前提に、当社を取り巻く経営環境や外部専門機関の調査に基づく他社水準も考慮し、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう、担う役割と責任の重さに応じて決定します。

比較ベンチマークとする他社水準は、東証一部上場の売上高5,000億円～1兆円規模の製造業企業群

を同輩企業と位置づけて、各種役員報酬サーベイの結果等を鑑み、妥当性を判断します。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、KPI100%達成の場合、基本報酬:85%、業績連動報酬等:15%としております。なお、今後、基本報酬:60%、業績連動報酬等:40%を目標に、段階的に業績連動報酬等の比率の引き上げを行ってまいります。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の種類とその割合・水準・計算方法等については、透明性・客観性を確保するため、事前に代表取締役および独立性を有する社外取締役から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」に諮問し、答申を受け、その答申を尊重して、株主総会においてご承認頂いた報酬枠の範囲内で、取締役会において決定します。

取締役の個人別の報酬額については、取締役会で決定された取締役の報酬等の種類とその割合・水準・計算方法等に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について取締役会決議による委任を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長が各取締役の基本報酬、各業務執行取締役に対する業績連動賞与および各社外取締役に対する賞与の額を決定します。

②取締役および監査役の報酬等の総額

区分	基本報酬		賞与				合計
	固定報酬		業績連動報酬		固定報酬		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
取締役 (うち社外取締役)	14名 (6名)	297百万円 (37百万円)	6名 (-)	19百万円 (-)	5名 (5名)	5百万円 (5百万円)	322百万円 (42百万円)
監査役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	74百万円 (22百万円)	- (-)	- (-)	5名 (3名)	10百万円 (3百万円)	84百万円 (25百万円)
合計 (うち社外役員)	21名 (10名)	371百万円 (60百万円)	6名 (-)	19百万円 (-)	10名 (8名)	15百万円 (8百万円)	406百万円 (68百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第93回定時株主総会において年額430百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名(うち社外取締役は2名)です。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第104回定時株主総会において年額110百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名(うち社外監査役は3名)です。
3. 上記の取締役の基本報酬の人数・支給額には、2020年6月25日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名および当該取締役に対する支給額が含まれております。
4. 上記の監査役の基本報酬の人数・支給額には、2020年6月25日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役2名および当該監査役に対する支給額が含まれております。

5. 上記のほか、2006年6月29日開催の第93回定時株主総会における「退任取締役に対し退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給の件」の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止にともなう精算支給の対象であった監査役が当事業年度中に退任したことにより、2006年6月29日までの在任期間に対する役員退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任監査役 1名 3百万円

6. 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由並びに算定方法については、上記①「役員報酬等の内容の決定に関する方針等(c)業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)]をご参照ください。

なお、2020年度における業績連動報酬にかかる指標は、2019年度の数値を採用しており、数値目標として掲げた「連結売上高810,000百万円、連結売上高営業利益率4.07%」に対し、実績は、連結売上高790,814百万円、連結売上高営業利益率2.56%*であります。

*連結売上高営業利益率の実績値は、減損損失の影響を含めて算出しており、実際の営業利益率より低い数値となります。

7. 取締役の個人別の報酬額については、取締役会で決定された取締役の報酬等の種類とその割合・水準・計算方法等に基づき、代表取締役社長大塚一男がその具体的内容の決定について取締役会決議による委任を受け、各取締役の基本報酬、各業務執行取締役に対する業績連動賞与および各社外取締役に対する賞与の額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためです。

(3) 社外役員の状況

①社外取締役の重要な兼職の状況(他の法人等の業務執行者または社外役員等である場合)

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
浅 妻 敬	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
小 池 利 和	ブラザー工業株式会社代表取締役会長

(注) 1. 当社と長島・大野・常松法律事務所との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

2. 当社とブラザー工業株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

②社外監査役の重要な兼職の状況(他の法人等の業務執行者または社外役員等である場合)

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
波 光 史 成	公認会計士・税理士(税理士法人レゾンパートナーズ代表社員) 昭和化学工業株式会社社外取締役(監査等委員)
赤 松 育 子	日本公認会計士協会理事 株式会社新生銀行社外監査役 株式会社カワチ薬品社外取締役

(注) 1. 当社と税理士法人レゾンパートナーズとの間に重要な取引等の特別な関係はありません。

2. 当社と昭和化学工業株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

3. 当社と日本公認会計士協会との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

4. 当社と株式会社新生銀行との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

5. 当社と株式会社カワチ薬品との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

各社外取締役は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜・適切に行うなど、経営監視機能を十分に果たしております。

各社外監査役は、取締役会において議案審議等に必要な質問・意見の表明を適宜行うとともに、監査役会において意見交換および監査事項の協議を行うなど、監査機能を十分に果たしております。

氏名	地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
片山 傳生	社外取締役	13回中13回	—	長年にわたり工学および生命医科学の大学教授として培った専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に技術・研究開発に関わる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただくことが期待されていたところ、特に当社グループの技術・研究開発における情報管理等について監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、会社に対して追加の情報提供を求めるなど、能動的な情報収集を行っております。
浅妻 敬	社外取締役	13回中13回	—	弁護士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に法務リスクに関わる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただくことが期待されていたところ、特に当社グループの取引における法務リスクについて監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、社内における検討経緯について情報提供を求めるなど、取締役会の実効性を高めるための働きかけを行っております。
鈴木 博	社外取締役	13回中13回	—	国税庁・東京国税局における長年の専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主に税務・会計に関わる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただくことが期待されていたところ、特に当社グループの事業スキーム等における税務上の取り扱いについて監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、事業ポートフォリオの見直しについての議論を促すなど、取締役会の実効性を高めるための働きかけを行っております。

氏名	地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
谷口真美	社外取締役	13回中13回	—	国際経営論およびダイバーシティーを専門とする大学教授としての知識・見識、豊富な経験を有しております。そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、当社グループの経営全般に関して助言・監督いただくことが期待されていたところ、広く経営に関する体系的かつ実践的な意見提起によって、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与しております。特に当社グループの海外事業展開をはじめとして、経営リスクや持続的成長を促す経営計画策定について監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、会社に対して追加の情報提供を求めるなど、能動的な情報収集を行っております。
小池利和	社外取締役	10回中10回	—	長年にわたりグローバル企業グループの経営者として主力事業の成長を担うなどの豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、主にグループ戦略やグローバルな経営戦略など多岐にわたる事項に関して助言・監督いただくことにより、当社グループの持続的な成長および企業価値のさらなる向上に寄与いただくことが期待されていたところ、特にステークホルダーとの関わりやプロジェクトマネジメントについて監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当社グループの中長期的な経営戦略について取締役会での議論を促すなど、取締役会の実効性を高めるための働きかけを行っております。
波光史成	社外監査役	13回中13回	13回中13回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
生田章一	社外監査役	13回中13回	13回中13回	主に省庁および民間企業等で培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
赤松育子	社外監査役	10回中10回	10回中10回	主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

- (注) 1. 取締役小池利和氏は、2020年6月25日開催の第107回定時株主総会において就任したため、出席可能な取締役会の回数は10回となります。
2. 監査役赤松育子氏は、2020年6月25日開催の第107回定時株主総会において就任したため、出席可能な取締役会および監査役会の回数はそれぞれ10回となります。
3. 上記のほか、社外取締役は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役5名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」において、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて議論を行っております。
4. 上記のほか、社外監査役を含む監査役は、定期的に、主要なグループ会社の代表取締役・監査役および当社の会計監査人と意見交換を行うなど、積極的な活動を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は社外取締役、社外監査役ともに10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 双研日栄監査法人

(2) 報酬等の額

		支払額
①	当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	54百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	210百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当期の会計監査計画の内容、前期の監査実績、会計監査人の監査の遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を精査した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.、Crown Seal Public Co., Ltd.およびStolle Machinery Company, LLCは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人として重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条第1項各号の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、会計監査人の適正な職務の遂行が確保できない場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

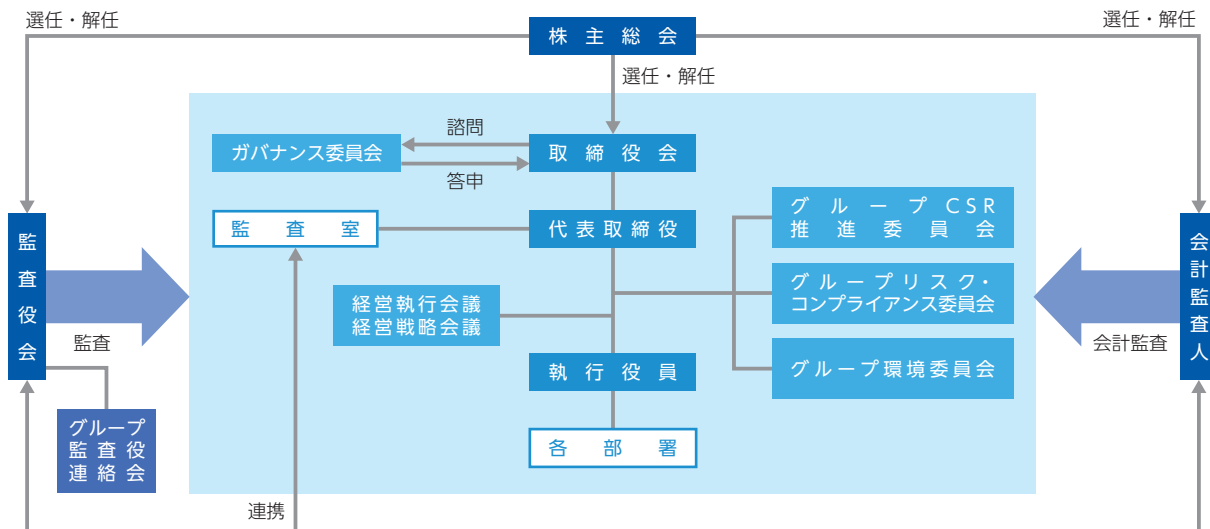
(1) 業務の適正を確保するための体制
当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。
①当社およびグループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
<p>(a) 当社は、当社およびグループ各社に適用される企業行動憲章および企業行動規準を定め、当社およびグループ各社の取締役、執行役員および従業員等(以下、総称して「役員および従業員等」という。)の法令および定款ならびに企業倫理を遵守するための規範とする。</p> <p>(b) 当社は、グループ全体のコンプライアンスの取り組みを統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会のもと、役員および従業員等の教育研修を行い、コンプライアンスの周知徹底を図る。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、法令違反その他コンプライアンスに関して疑義ある行為について、従業員等が直接情報提供する手段として、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置するとともに当該制度の運用規程を定め、コンプライアンスに関する通報・相談体制を整備して、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見・是正を図る。</p>
②当社およびグループ各社における取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
<p>(a) 当社およびグループ各社は、法令・社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、審議書・承認書等その他取締役の職務執行にかかる情報を規程に定める保存期間中、適切かつ検索性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し、取締役および監査役による閲覧が可能な状態を維持する。</p> <p>(b) 当社は、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、当社およびグループ各社における情報管理を統括するとともに、情報管理に関する規程を策定し、当社およびグループ各社における情報の適正な管理を図る。</p>
③当社およびグループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
<p>(a) 当社は、「グループリスク及び危機管理規程」を定め、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、グループ全体のリスクおよび危機管理体制を整備するとともに、グループ各社のリスク管理状況を確認し、改善および是正措置を講じる。</p> <p>(b) 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて当社がグループ各社を統括して、またはグループ各社において危機対策本部を設置し、グループ全体の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。</p>
④当社およびグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
<p>(a) 当社は、取締役会での決議事項および報告事項を定めるとともに、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催し、グループ全体の経営方針および経営戦略ならびに業務執行にかかる重要事項について適切かつ迅速に意思決定する。</p> <p>(b) 当社は、経営会議での審議事項および報告事項を定めるとともに、経営会議を原則として月3回開催するほか、適宜臨時に開催し、当社およびグループ各社の重要な業務執行にかかる事項について協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。またグループ各社においても、原則として経営会議等を設置し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社または当社との事前の協議に基づきグループ各社が定めた事務分掌規程、決裁規程および職務権限規程等に従い、各担当部門がこれを実施し、取締役は必要に応じて確認・是正する。</p>
⑤その他当社およびグループ各社における業務の適正を確保するための体制
<p>(a) 当社は、グループ各社の事業を統括する持株会社として、グループ各社と定期的に会議を開催して、事業内容および業績の状況等を確認および検証する。</p> <p>(b) 当社は、「グループ会社経営管理規程」を定め、グループ各社から業務執行の状況等について報告を受ける体制その他経営管理・支援を行う体制を整備し、グループ各社の経営の適正を図る。</p> <p>(c) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。</p> <p>(d) 当社およびグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用する。</p>
⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
<p>(a) 取締役は、監査役が必要とする員数を監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき専任の従業員として監査役補助者を任命する。</p> <p>(b) 監査役補助者は、その職務執行にあたり監査役の指揮命令を受け、取締役からは指揮命令を受けない。また、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任および人事異動については監査役会の同意を得た上で、取締役が決定する。</p>

	<p>⑦当社およびグループ各社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>(a) 役員および従業員等は、経営会議等を通じて、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適宜報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、役員および従業員等に対して報告を求めることができるほか、当社およびグループ各社における各種業務の重要な会議に出席できる。</p> <p>(b) 当社の内部監査部門は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社およびグループ各社を対象とした内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、役員および従業員等がコンプライアンス上の問題を監査役に適切に報告する体制を整備する。</p> <p>(d) 当社およびグループ各社は、監査役への報告を理由として、報告者がいかなる不利益な取扱いも受けないものとし、それに必要な体制を整備する。</p> <p>⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人と相互に情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図る。</p> <p>(b) 監査役は、当社の内部統制の体制の整備および運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、監査役の職務執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえ、当該監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理する。</p> <p>⑨反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその他のための体制の整備</p> <p>(a) 当社およびグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で臨み、不当な要求は断固として拒絶し反社会的勢力との関係を遮断する。</p> <p>(b) 当社およびグループ各社は、反社会的勢力への対応について企業行動規準等に定め、役員および従業員等に周知する。また、当社およびグループ各社の総務部門を統括部門として警察等関連機関からの情報収集に努め、当該機関および弁護士等と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を整備する。</p>
<p>(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況</p>	
<p>当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。</p>	
<p>①内部統制システム全般</p>	<p>当社およびグループ各社は、内部統制システムを運用しており、同システムの整備・運用状況や法令等の遵守状況は、当社の内部監査部門である監査室により定期的実施される内部監査を通じて確認され、その結果に基づき適宜改善を図っております。また、内部監査の結果については、監査室より取締役会、経営会議および監査役会を通じて当社役員に対して報告されております。</p>
<p>②リスク管理</p>	<p>当社およびグループ各社は、継続的な事業活動に影響を及ぼすおそれのあるさまざまなリスクの発生を未然に防止し、当社およびグループ会社の経営基盤の安定化を図るとともに、危機が発生した場合に事業活動を早期に復旧し、継続させるために策定した「グループリスク及び危機管理規程」に基づき、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。当社は、グループのリスク管理および危機管理ならびにコンプライアンスを横断的に統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、同委員会は、重要リスクに関する情報の確認、改善および予防措置を講じております。当社およびグループ各社では、それぞれの管理体制のもとで危機管理規程や危機対応マニュアル等の策定、リスク管理状況のとりまとめなどを行っております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として、当社およびグループ各社の役員等で構成される新型コロナウイルス危機対策会議をグループ横断的に適宜開催し、また、データベースを通して感染情報や政府の対応などを毎営業日共有することで、海外子会社を含む当社グループ全体を包括した対策を展開しております。従業員の健康を守りながら、社会機能維持として欠かせない飲料・食品・生活用品に携わる当社グループの事業活動に万全を期するため、同会議のもと、本社および営業所等において在宅勤務を推進したほか、各工場の操業においては感染防止策を徹底するなど、感染拡大の防止を図っております。</p>

③コンプライアンス	<p>当社グループは、コンプライアンス意識の浸透や違反行為の未然防止などを図るため、グループリスク・コンプライアンス委員会等の開催や各種教育研修の実施など、組織横断的、機動的にコンプライアンス活動を実施しております。</p> <p>当社およびグループ各社では、従業員等へのコンプライアンス相談窓口の周知および利用環境の整備に努めております。当社は、2021年4月1日付で、当社グループにおける内部通報制度の実効性向上を目的とした「グループ コンプライアンス相談窓口運用規程」を制定し、内部通報者等の保護を強化いたしました。コンプライアンス相談窓口に寄せられた内容については、コンプライアンス担当役員の指示に基づき、関連部署が責任をもって調査・対応するほか、グループリスク・コンプライアンス委員会において報告されております。なお、当社は、2020年4月17日に、消費者庁が所管する「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の適合事業者として登録されました。</p>
④ガバナンス委員会	<p>当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役5名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。</p>
⑤グループ会社の経営管理	<p>グループ各社の重要な意思決定は、「グループ会社経営管理規程」に基づき、グループ各社における経営会議での審議を経た上で、当社経営会議にて審議しております。</p> <p>当社は、定期的に、主要なグループ会社とグループ経営推進委員会等の会議を開催することなどにより、当社グループの事業上の課題等を共有しております。</p>
⑥監査役職務執行	<p>社外監査役を含む監査役は、監査役会を13回開催するとともに、取締役会への出席および常勤監査役による経営会議への出席を通じて、経営に関する重要事項について報告を受け、業務執行状況を確認しております。</p> <p>社外監査役を含む監査役は、定期的に、主要なグループ会社の代表取締役・監査役および当社の会計監査人と意見交換を実施するなど、適宜連携しております。</p>

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のとおりであります。



〈取締役会〉

取締役会は、経営の意思決定および監督を行う機関として取締役11名（うち社外取締役5名）で構成され、原則として月1回開催しております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期は1年としております。なお、当社の取締役は15名以内とする旨、定款に定めております。

〈監査役会〉

監査役会は、経営に関する重要事項について監査を行う機関として監査役5名（うち社外監査役3名）で構成されており、原則として月1回開催しております。

〈経営戦略会議・経営執行会議〉

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、常務執行役員および総合研究所長により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、総合研究所長および主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。

なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。

〈監査室〉

法令を遵守した企業活動の徹底を図り、経営の効率性を高めるために監査室を設置し、内部監査の強化に努めております。

〈ガバナンス委員会〉

当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役5名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

〈グループ監査役連絡会〉

当社は、当社およびグループ各社の監査役が情報共有を図るとともに、相互の連携を強化することを目的として、「グループ監査役連絡会」を原則として年6回開催し、監査役の職務の効率と実効性を確保しております。

〈グループCSR推進委員会〉

グループCSR推進委員会は、グループ横断的にCSR経営を推進するため、CSR活動を推進する仕組みの整備およ

びCSR活動を実施しております。

〈グループリスク・コンプライアンス委員会〉

グループリスク・コンプライアンス委員会は、グループ横断的にリスク管理および危機管理ならびにコンプライアンスについて統括し、重要なリスクに関する情報確認、改善および予防措置を講じております。

〈グループ環境委員会〉

グループ環境委員会は、グループ横断的に環境経営を推進するため、環境活動を推進する仕組みの整備および環境活動を実施しております。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をとまなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(中期経営計画等)

当社グループは、本年5月に、社会や地球環境について長期的な視点で考え、すべてのステークホルダーの皆様に提供する価値の最大化を図るべく、2050年を見据えた「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」を策定

し、その実現に向けて、2030年に達成を目指す定量的・定性的な経営目標である「中長期経営目標2030」を設定いたしました。当社グループは、「中長期経営目標2030」を達成するためのアクションプランとして、2021年度から5ヶ年の「中期経営計画2025」を策定いたしました。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、グループの経営思想である経営理念・信条・ビジョンのもと、企業活動を通じて社会に貢献しつつ、企業価値の向上を図り新たな発展と進化を続けるために、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の重要課題であると位置づけ、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、これに継続的に取り組んでおります。

①持株会社体制

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ全体の経営戦略および目標を明確に定め、グループ内の経営資源の最適配分を行うことにより、機動的かつ効率的な事業運営を推し進めております。これにより、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離し、経営責任体制を明確化しております。

②社外役員の体制

当社は、当社における社外取締役および社外監査役を独立役員として認定する独立性に関する基準を明確にすることを目的として、「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

取締役会は、取締役11名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は5名であり、取締役会における社外取締役の人数は3分の1を超えております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。

これら独立した客観的な立場にある社外取締役や社外監査役により、取締役会において活発な議論が行われるとともに、経営陣のモニタリングが行われており、経営体制に対する監視機能が確保されています。

③業務執行の体制

当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、常務執行役員および総合研究所長により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、総合研究所長および主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。また、当社は、取締役・執行役員がその役割と責務を適切に遂行するため、必要な知識の習得および継続的な更新を支援することを目的として、各種研修の機会を随時設けております。

これに加え、当社は、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化することを目的として、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役5名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設けております。

④内部統制システムを運用するための体制

当社およびグループ各社は、内部統制システムを運用しております。当社では、法令を遵守した企業活動の徹底を図り経営の効率性を高めるため、同システムの整備・運用状況や法令等の遵守状況は、社長直轄の内部監査部門である監査室により定期的実施される内部監査を通じて確認され、その結果に基づき適宜改善を図っております。

当社グループは、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現してまいります。

(b)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

(i)当社は、2018年5月15日開催の取締役会決議及び2018年6月27日開催の第105回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新しております。本プランの概要については、下記(ii)のとおりです。

(ii)本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場

合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、特別委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。加えて、当社取締役会は、本プランに定めるところに従い、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認いたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。本プランの有効期間は、2018年6月27日開催の第105回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買取防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、更新にあたり株主の皆様のご承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非等について株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されていること、及び有効期間の満了前であっても、当社株主総会により本プランを廃止できるものとされていること等株主意思を重視するものとなっております。また、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営

陣からの独立性を有する社外取締役等のみから構成される特別委員会により行われること、特別委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるものとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

本プランの有効期間は、2021年6月25日開催予定の第108回定時株主総会終結の時までとされております。当社は、2021年4月30日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続しないことを決議いたしました。詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2021年4月30日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の非継続について」(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5901/tndnet/1959775/00.pdf>)をご参照ください。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また比率等は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 <2021年3月31日現在>

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	476,050
現金及び預金	117,490
受取手形及び売掛金	191,607
電子記録債権	25,768
商品及び製品	77,192
仕掛品	18,859
原材料及び貯蔵品	28,446
その他	18,587
貸倒引当金	△1,903
固定資産	560,031
有形固定資産	357,883
建物及び構築物	120,134
機械装置及び運搬具	122,532
土地	81,354
建設仮勘定	19,860
その他	14,001
無形固定資産	25,387
投資その他の資産	176,760
投資有価証券	139,765
退職給付に係る資産	19,585
繰延税金資産	3,699
その他	17,085
貸倒引当金	△3,376
資産合計	1,036,081

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	212,237
支払手形及び買掛金	84,345
短期借入金	33,910
1年内償還予定の社債	5,000
未払法人税等	3,402
役員賞与引当金	414
汚染負荷量賦課金引当金	113
その他	85,051
固定負債	172,204
長期借入金	87,457
繰延税金負債	9,290
特別修繕引当金	5,243
汚染負荷量賦課金引当金	2,353
役員退職慰労引当金	974
退職給付に係る負債	53,938
その他	12,946
負債合計	384,442
(純資産の部)	
株主資本	555,691
資本金	11,094
資本剰余金	11,468
利益剰余金	563,131
自己株式	△30,003
その他の包括利益累計額	70,153
その他有価証券評価差額金	59,342
繰延ヘッジ損益	△133
為替換算調整勘定	7,366
退職給付に係る調整累計額	3,578
非支配株主持分	25,794
純資産合計	651,639
負債及び純資産合計	1,036,081

連結損益計算書 <2020年4月1日から2021年3月31日まで>

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		748,724
売上原価		639,883
売上総利益		108,841
販売費及び一般管理費		82,173
営業利益		26,667
営業外収益		
受取利息	360	
受取配当金	2,460	
受取賃貸料	1,030	
為替差益	43	
持分法による投資利益	1,964	
その他	5,473	11,333
営業外費用		
支払利息	973	
固定資産賃貸費用	916	
固定資産除却損	2,049	
貸倒引当金繰入額	1,711	
その他	5,024	10,674
経常利益		27,326
特別損失		
減損損失	2,980	2,980
税金等調整前当期純利益		24,346
法人税、住民税及び事業税	5,745	
法人税等調整額	674	6,420
当期純利益		17,926
非支配株主に帰属する当期純利益		1,979
親会社株主に帰属する当期純利益		15,946

連結株主資本等変動計算書 <2020年4月1日から2021年3月31日まで>

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,094	11,468	549,817	△30,003	542,378
当期変動額					
剰余金の配当			△2,633		△2,633
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,946		15,946
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	13,313	△0	13,313
当期末残高	11,094	11,468	563,131	△30,003	555,691

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	47,995	95	13,885	△5,427	56,548	25,587	624,513
当期変動額							
剰余金の配当							△2,633
親会社株主に帰属する 当期純利益							15,946
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	11,347	△229	△6,519	9,006	13,605	207	13,812
当期変動額合計	11,347	△229	△6,519	9,006	13,605	207	27,125
当期末残高	59,342	△133	7,366	3,578	70,153	25,794	651,639

計算書類

貸借対照表 <2021年3月31日現在>

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	101,072
現金及び預金	65,588
短期貸付金	31,691
未収金	4,718
その他	289
貸倒引当金	△1,215
固定資産	499,557
有形固定資産	27,472
建物	19,095
構築物	267
機械及び装置	367
車両及び運搬具	13
工具器具及び備品	661
土地	6,399
リース資産	226
建設仮勘定	441
無形固定資産	1,558
ソフトウェア	447
その他	1,110
投資その他の資産	470,527
投資有価証券	119,166
関係会社株式	303,181
関係会社長期貸付金	49,070
その他	271
貸倒引当金	△1,163
資産合計	600,630

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	87,771
短期借入金	19,648
リース債務	89
未払金	4,650
未払費用	1,914
未払法人税等	556
預り金	60,801
役員賞与引当金	35
その他	75
固定負債	98,291
長期借入金	87,380
リース債務	156
繰延税金負債	5,351
退職給付引当金	103
アスベスト対策引当金	155
資産除去債務	582
その他	4,563
負債合計	186,062
(純資産の部)	
株主資本	358,644
資本金	11,094
資本剰余金	1,361
資本準備金	1,361
利益剰余金	376,192
利益準備金	2,773
その他利益剰余金	373,419
固定資産圧縮積立金	264
特別新事業開拓事業者出資積立金	34
別途積立金	328,441
繰越利益剰余金	44,678
自己株式	△30,003
評価・換算差額等	55,923
その他有価証券評価差額金	55,923
純資産合計	414,567
負債及び純資産合計	600,630

損益計算書 <2020年4月1日から2021年3月31日まで>

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社経営管理料	3,671	
関係会社業務受託収入	5,256	
関係会社受取配当金	4,428	
不動産賃貸収入	6,654	20,010
営業費用		
不動産賃貸費用	2,759	
一般管理費	10,250	13,010
営業利益		7,000
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,353	
為替差益	563	
その他	174	4,091
営業外費用		
支払利息	452	
寄付金	110	
関係会社貸倒引当金繰入額	338	
その他	106	1,008
経常利益		10,083
特別損失		
減損損失	753	753
税引前当期純利益		9,329
法人税、住民税及び事業税	1,762	
法人税等調整額	△209	1,552
当期純利益		7,776

株主資本等変動計算書 <2020年4月1日から2021年3月31日まで>

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産圧縮積立金	特別新事業開拓事業者出資積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,094	1,361	2,773	266	—	328,441	39,567	371,048
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				△1			1	—
特別新事業開拓事業者出資積立金					34		△34	—
剰余金の配当							△2,633	△2,633
当期純利益							7,776	7,776
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	△1	34	—	5,110	5,143
当期末残高	11,094	1,361	2,773	264	34	328,441	44,678	376,192

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△30,003	353,501	45,329	45,329	398,830
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩			—		—
特別新事業開拓事業者出資積立金			—		—
剰余金の配当		△2,633			△2,633
当期純利益		7,776			7,776
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			10,594	10,594	10,594
当期変動額合計	△0	5,143	10,594	10,594	15,737
当期末残高	△30,003	358,644	55,923	55,923	414,567

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

東洋製罐グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

双研日栄監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 渡辺 篤 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 淡路 洋平 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋製罐グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

東洋製罐グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 渡辺 篤 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 淡路 洋平 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、取締役会と連携して会社の監督機能の一翼を担い、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、グループ監査役連絡会、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を企業会計審議会制定の「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

内部監査部門については、事前に内部監査計画の協議を行い、実施した監査の結果及びその改善状況について適宜に報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双研日米監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双研日米監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

東洋製罐グループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 上 杉 俊 隆 ㊟

常勤監査役 後 分 雅 史 ㊟

社外監査役 波 光 雅 成 ㊟

社外監査役 生 田 章 一 ㊟

社外監査役 赤 松 育 子 ㊟

以 上

以 上

メモ

Dotted lines for notes.

株主総会会場ご案内図

会場

大崎フォレストビルディング 2階会議室

東京都品川区東五反田二丁目18番1号
電話 03-4514-2000

交通

五反田駅 徒歩8分

- JR山手線 中央改札口東口
- 都営浅草線 A3出口
- 東急池上線 改札口

大崎駅 北改札東口 徒歩6分

- JR山手線
- JR湘南新宿ライン
- JR埼京線
- 東京臨海高速鉄道りんかい線



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。